関東地方整備局管内の流域治水プロジェクト

渡良瀬川流域治水プロジェクト
渡良瀬川流域治水協議会

鬼怒川流域治水プロジェクト
鬼怒川・小貝川上流流域治水協議会
鬼怒川・小貝川下流流域治水協議会

小貝川流域治水プロジェクト

那珂川水系流域治水プロジェクト
久慈川・那珂川流域治水協議会

久慈川水系流域治水プロジェクト

利根川・江戸川流域治水プロジェクト
利根川上流流域治水協議会
利根川下流流域治水協議会
江戸川流域治水協議会
烏川・神流川流域治水協議会

プロジェクト数：13
協議会数：16

荒川水系流域治水プロジェクト
荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会
荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会

富士川水系流域治水プロジェクト
富士川流域治水協議会

霞ヶ浦流域治水プロジェクト
霞ヶ浦流域治水協議会

中川・綾瀬川流域治水プロジェクト
中川・綾瀬川流域治水協議会

相模川水系流域治水プロジェクト
相模川流域治水協議会

鶴見川水系流域治水プロジェクト
鶴見川流域水協議会

多摩川水系流域治水プロジェクト
多摩川流域協議会

荒川水系（埼玉ブロック）流域治水プロジェクト　国管理区間【とりまとめ】（案）１／２

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R5.3時点

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、荒川においても、事前防災対策を進める必要がある。そのため、以下の取り組みを実施することで、戦後最大の昭和22年9月のカスリーン台風と同規模の洪水を資産の集中する首都圏中枢部において安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

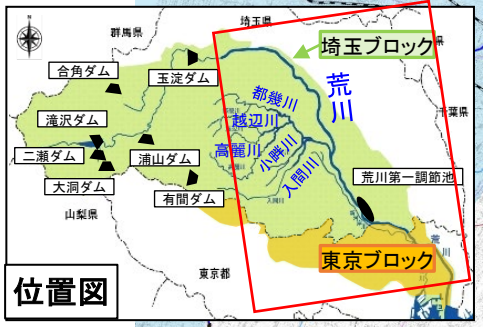

位置図

●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・堤防整備、河道掘削
  洪水調節施設（調節池、遊水地）整備
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- ・校庭貯留、浸透ます・浸透管、各戸貯留
- ・利水ダム等の7ダム・1貯水池における事前放流等の実施（関係者：国、埼玉県など）　等

●被害対象を減少させるための対策
- ・立地適正化計画の見直し
- ・宅地嵩上げ、住宅高床化
- ・中高頻度の浸水想定区域図の作成　等
- ・※今後、関係機関と連携し対策検討

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ・避難施設等整備
- ・広域避難計画の策定
- ・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・他機関・民間施設を含めた避難場所の確保
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置　等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

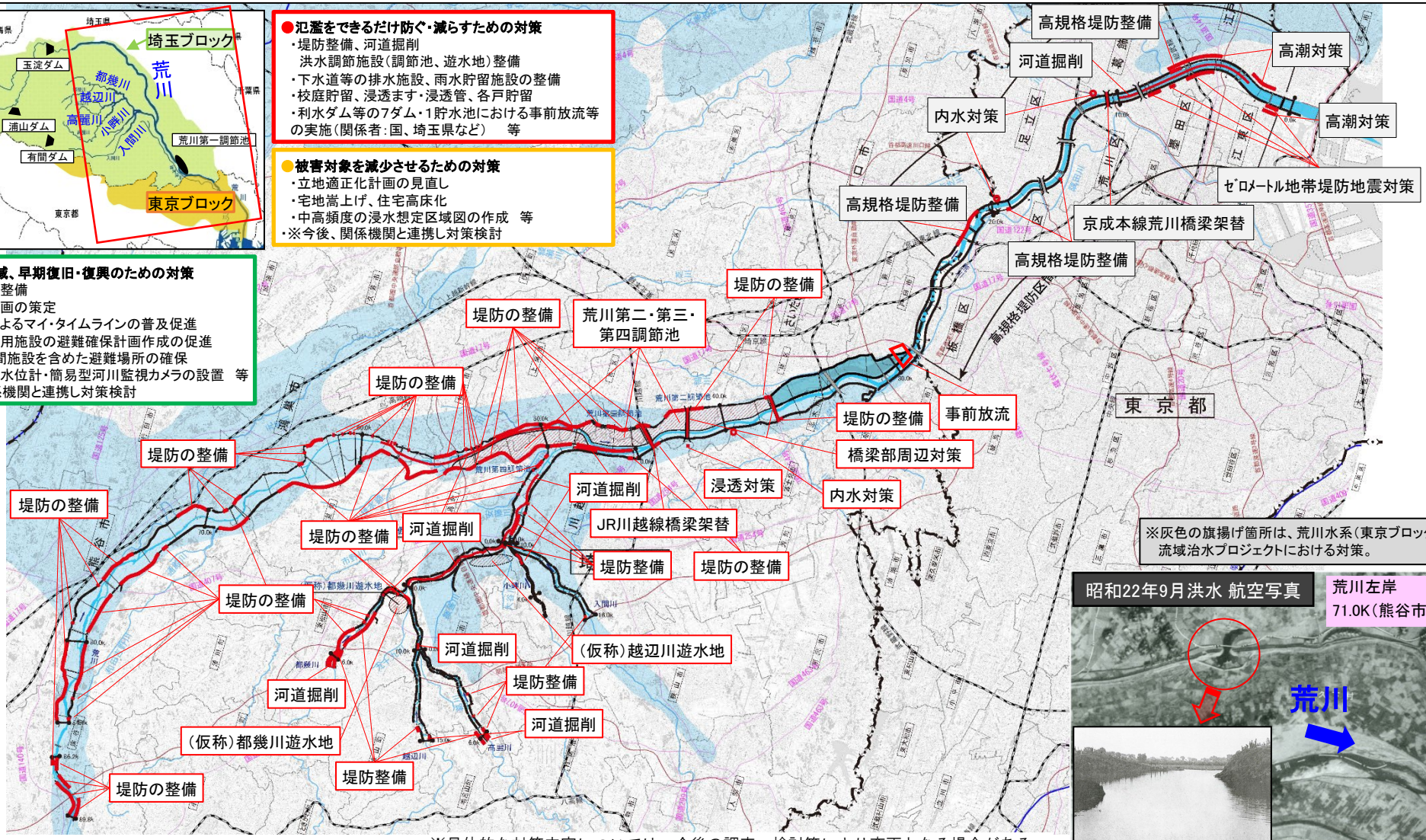

※灰色の旗揚げ箇所は、荒川水系（東京ブロック）流域治水プロジェクトにおける対策。

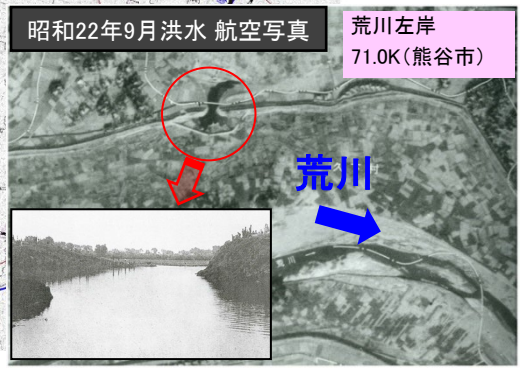

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※「直轄河川防御対象氾濫区域図」を基に浸水範囲を作成したものである。
※上図には危機管理対策等は含まれていない。

浸水範囲（昭和22年9洪水実績（カスリーン台風））

荒川水系（埼玉ブロック）流域治水プロジェクト　埼玉県・市町村管理区間【とりまとめ】（案）２／２

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R5.3時点

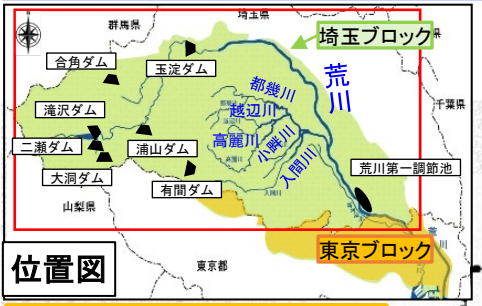

位置図

●被害対象を減少させるための対策
- ・立地適正化計画の見直し
- ・宅地嵩上げ、住宅高床化
- ・中高頻度の浸水想定区域図の作成　等

※今後、関係機関と連携し対策検討

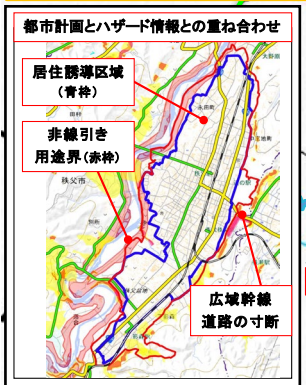

リスク情報図を考慮した立地適正化計画の策定（秩父市）

●グリーンインフラの取り組み　詳細次々ページ

凡例
- 国管理区間
- 都県管理区間
- 堤防整備・河道掘削
- 調節池整備
- (開) 開発行為時の雨水貯留・浸透施設の設置義務付け
- (た) ため池等の活用
- (校) 校庭（公園）貯留
- (水) 水田貯留
- (貯) 下水道施設の雨水貯留
- (浸) 浸透ます・浸透管の整備
- (住) 住宅等の雨水貯留・浸透
- (舗) 浸透性舗装の整備
- (排) 雨水排水施設の整備
- (森) 森林整備・治山対策
- (立) 災害リスクを考慮した立地適正化計画
- (宅) 宅地嵩上げ・住宅高床化
- (ま) まちづくりと一体となった土砂災害対策等
- (避) 避難施設の整備
- (情) 土地の水災害リスク情報の充実
- (耐) 下水道施設等の耐水化

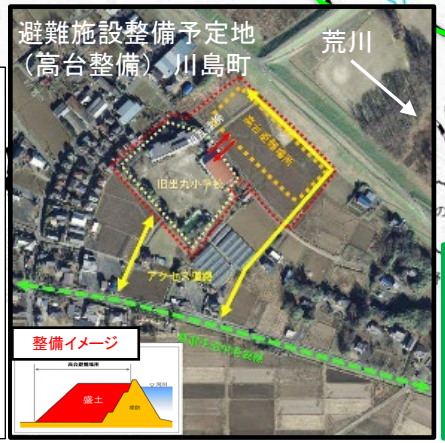

●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・堤防整備、河道掘削
  洪水調節施設（調節池、遊水地）整備
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
- ・校庭貯留、浸透ます・浸透管、各戸貯留
- ・利水ダム等の7ダム・1貯水池における事前放流等の実施　（関係者：国、埼玉県など）　等

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ・避難施設等整備
- ・広域避難計画の策定
- ・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・他機関・民間施設を含めた避難場所の確保
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置　等

※今後、関係機関と連携し対策検討

※上図には耐震対策、ソフト対策は含まれていない。
※各対策は、主な対策を示している。
※グレーハッチは完了済みの対策を示す。

荒川水系流域治水プロジェクト【位置図】（案）

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R3.3策定
R5.3更新

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、荒川においても、事前防災対策を進める必要がある。荒川は、高密度に発展した首都圏を氾濫区域とし、下流部は、広大なゼロメートル地帯が広がっており、氾濫した場合の被害は甚大となることを踏まえ、以下の取り組みを実施することで、国管理区間においては、戦後最大の昭和22年9月のカスリーン台風と同規模の洪水を資産の集中する首都圏中枢部において安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。

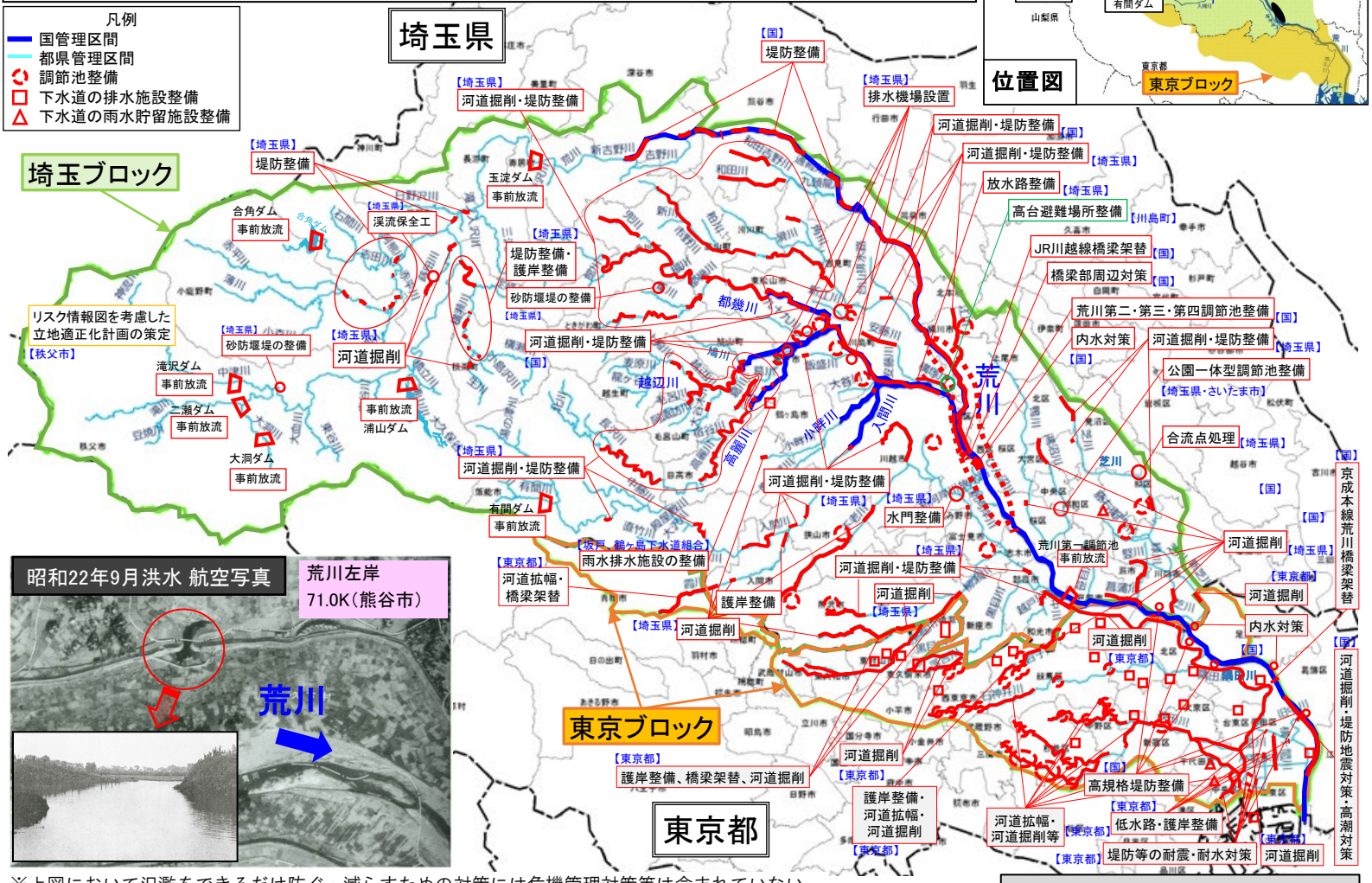

※上図において氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策には危機管理対策等は含まれていない。
※ここでいう洪水とは河川から水があふれ氾濫することではなく、河川の水量が著しく増加することをいう。
※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※上図における対策は、国、都県、市区町村及び水資源機構の代表事例を記載。

※灰色の旗揚げ箇所は、荒川水系（東京ブロック）流域治水プロジェクトにおける対策。

●グリーンインフラの取り組み　詳細次ページ

● 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・堤防整備・護岸整備等、河道掘削
　洪水調節施設（調節池、遊水地）整備
・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
・下水道の排水施設の耐水化
・校庭貯留、雨水貯留浸透施設の整備
・グリーンインフラ整備　（公園緑地の整備、施設の緑化等）
・利水ダム等における事前放流等の実施
（関係者：国、埼玉県など）　等

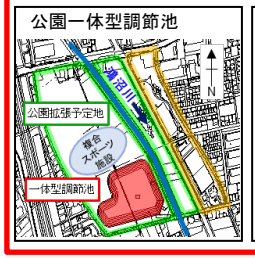

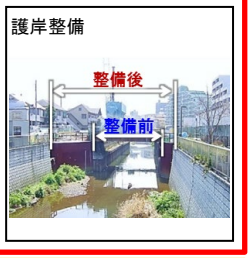

● 被害対象を減少させるための対策

・高台まちづくりの推進
・立地適正化計画の見直し
・庁舎や防災拠点病院等の自衛水防の推進
（耐水化、電気設備の嵩上げ、止水板の設置）
・中高頻度の浸水想定区域図の作成　等

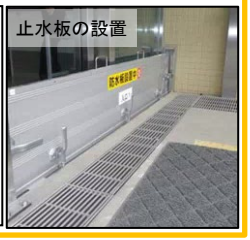

● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・避難施設等整備・確保
・ハザードマップの改良・周知等
・タイムラインの策定・運用
・講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進
・防災教育や防災知識の普及
・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
・災害に備えた家庭内の食料備蓄の推進
・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置　等

荒川水系流域治水プロジェクト【位置図】（案）

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R4.3策定
R5.3更新

●グリーンインフラの取組

『治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を目指しながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進を図る』

○荒川流域は、上流部の良好な自然環境、平野に広がる農村的な環境、都市の中に残る自然などの流域全体をネットワークする水辺の回廊となっている。また、河川空間の年間利用者数は全国第１位となっている。
○中流部の乾燥化してしまった高水敷においては河道掘削を行い、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる環境を再生する。また、下流部においては、概ね今後10 年間で面的に新たなヨシ原を再生し、下流部全域で70ha程度以上のヨシ原を目指すなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。

凡例
- 国管理区間
- 都県管理区間
- ダム
- 治水メニュー
- グリーンインフラメニュー

埼玉県

埼玉ブロック

【埼玉県】水辺の賑わい創出
民間開放

【国・埼玉県・鴻巣市・桶川市・北本市・川島町・吉見町】荒川流域エコロジカル・ネットワーク

【埼玉県】民間開放

【東松山市】環境学習
水辺空間の活用

【埼玉県・小川町】水辺の賑わい創出

【国】湿地再生

【伊奈町】環境学習
※氾濫域の取組

【埼玉県】水辺の賑わい創出
民間開放

【鳩山町】水質改善

【埼玉県】水辺の賑わい創出
民間開放

【毛呂山町】民間活力による環境保全・維持管理

【国・坂戸市】環境保全活動・環境学習 等

【埼玉県】民間開放

【坂戸市】下水再生水の活用

【日高市】環境学習

【埼玉県】水辺の賑わい創出
民間開放

秋ケ瀬取水堰

【水資源機構】水質、水環境の維持・改善

【国】事前放流
浄化施設
環境学習 等

【富士見市】環境学習
水辺の賑わい空間創出
水辺空間の活用

【所沢市】環境学習

【埼玉県・志木市】かわまちづくり
P-PFIによる公園整備
水辺空間の民間開放

【練馬区】白子川沿いの都市計画公園の整備

【杉並区】遅野井川親水施設整備

【新宿区】神田川親水テラスの開放
テラスを活用した環境学習
区民参加による生き物調査

【東京都】
・水質改善を目的とした浚渫
・緑化によるうるおいのある水辺空間の創出

【全域に係る取組】
・地域のニーズを踏まえ、潤いと安らぎのある河川空間の保全

東京ブロック

東京都

【秩父市】清流保全区域の指定
環境保全区域の指定
森林環境譲与税を活用した森林保全等

【国】事前放流
下流河川環境の保全

【埼玉県】民間開放

【埼玉県】荒川水系の森林整備

【飯能市】間伐による森林整備

【水資源機構】事前放流
環境学習
下流河川環境の保全

【飯能市】
・おうめ水辺の楽校による学習型親水事業
・外来種防除事業

【埼玉県】水辺の賑わい創出
民間開放

【国】環境学習
在来種の多様性の保全

【国】湿地等保全

【国】環境保全活動・環境学習 等

【国】環境保全活動・環境学習 等

【さいたま市】多自然型護岸
緑地・田圃保全

【埼玉県】湿地等保全

雨水貯留浸透施設等の整備

環境学習

【戸田市】多自然型護岸
雨水貯留浸透施設の整備
在来種の再生
環境学習

【国】ヨシ原再生

【埼玉県】水質改善

【川口市】多自然型護岸 等
雨水貯留浸透施設の整備

【国・北区】荒川知水資料館（環境学習）

【足立区】ボートクルーズ

【墨田区】浄化施設設置
環境学習

【国・板橋区】【国・北区】かわまちづくり
水辺の楽校による環境学習

【国】水辺の楽校による環境学習

【江戸川区】環境学習

【東京都】隅田川サポーター
スーパー堤防整備
かわてらす®

かわまちづくり

【東京都】かわてらす®

【国】河道掘削
ヨシ原再生

【江東区】ビオトープ

荒川下流ミズベ・グリーンコミュニティ

荒川

荒川第一調節池

植栽地（雨庭）

●自然環境の保全・復元などの自然再生
・動植物生息・生育・繁殖できる湿地再生
・ヨシ原再生・保全、干潟再生・保全

●魅力ある水辺空間・賑わいの創出
・かわまちづくり

●治水対策・河川整備における多自然川づくり
・ヨシ原再生

●自然環境が有する多様な機能活用の取組
- パートナーシップ強化により経済・社会及び環境を調和させるＳＤＧs達成に貢献
- ビオトープや自然再生地の自然環境保全活動及びその場を利用した環境学習（地域連携）
- 荒川流域エコネット地域づくりによるエコロジカル・ネットワークの形成と魅力的な地域づくり
- 荒川知水資料館を利用した環境学習（※）
- 水辺の楽校による環境学習（※）
- 河川協力団体と連携した環境保全等（※）
- 荒川下流自然地管理アダプト制度（※）を利用した自然地の環境保全（一般公募活動団体と連携）
- 荒川クリーンエイド（※）、荒川クリーン協議会による環境保全活動（ＮＰＯ、行政との連携）
- 新河岸川流域川づくり連絡会（※）による水循環再生の推進等
- ミズベリング荒川下流会議（※）による水辺の賑わいの創出

※荒川下流ミズベ・グリーンコミュニティ
荒川下流域においては、これまでも各団体等において積極的な河川維持・環境保全活動が行われてきました。持続的に荒川を育てていくため、これらの活動が連携を深めパートナーシップを構築することにより実現できるものが「荒川下流ミズベ・グリーンコミュニティ」であり、その実現を目指す取り組みが「荒川下流グリーンインフラ」です

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※上図における対策は、国、都県及び市区町村の代表事例を記載。

荒川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R3.3策定
R4.3更新

●荒川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、都県、区市町村が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短　期】令和元年東日本台風において、甚大な被害が発生した入間川流域等にて、同洪水が再び発生しても堤防からの越水を防止をする堤防整備・河道掘削を主に実施。
【中　期】東京都・埼玉県を守る洪水調節施設を整備するとともに、JR川越線の架替を実施。
【中長期】流域全体の安全度向上を図るため、更に洪水調節施設を整備するとともに、中上流部の堤防整備、河道掘削を実施。
●あわせて、我が国の社会経済活動の中枢を担う流域の特徴を踏まえ、流出抑制対策（下水道雨水貯留施設、校庭貯留の新設・運用）や高台まちづくりの推進、利水ダムの事前放流の実施等の流域における対策、タイムライン、広域避難計画等のソフト対策を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程 短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	令和元年東日本台風から堤防越水を防ぐ堤防整備・河道掘削	国交省、埼玉県	支川整備（入間川プロジェクト）		
	【支川入間川合流付近から下流】カスリーン台風から東京都・埼玉県を守る堤防整備・河道掘削	国交省、埼玉県、東京都			
	【支川入間川合流付近から上流】カスリーン台風から東京都・埼玉県を守る堤防整備・河道掘削	国交省、埼玉県			
	洪水調節施設の整備	国交省、埼玉県、東京都		荒川第二・三調節池整備（JR川越線架替） 支川遊水地整備	
	流出抑制対策	国交省、埼玉県、市区町村	下水道雨水貯留施設、校庭貯留、公園貯留、水田貯留など整備・運用継続		荒川第四調節池整備
	利水ダム等による事前放流の実施	国交省、埼玉県、水資源機構			
被害対象を減少させるための対策	立地適正化計画の見直し	市町村			
	宅地嵩上げ、住宅高床化	市区町村			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	避難施設等整備	埼玉県、市区町村			高台整備（川島町）
	被害軽減対策	国交省、埼玉県、東京都、市区町村	タイムライン、広域避難計画の作成・運用		
	ソフト対策のための整備	国交省、埼玉県、東京都、市区町村	危機管理型水位計、簡易型監視カメラ、越水センサーの設置・運用		
グリーンインフラの取り組み	自然地保全・復元などの自然再生	国交省、埼玉森林管理事務所、埼玉県、市区			
	健全なる水循環系の確保	国交省、水資源機構、東京都、埼玉県、市区町			
	治水対策における多自然川づくり	国交省、東京都、市			
	魅力ある水辺空間・賑わい創出	国交省、東京都、埼玉県、市区			
	自然環境が有する多様な機能活用の取組	国交省、水資源機構、埼玉県、市区町			

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

■事業規模
河川対策
（約10,353億円）
下水道対策
（約4,178億円）

荒川水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】（案）

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

R4.3策定
R5.3更新

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
自然環境の保全・復元などの自然再生	動植物生息・生育・繁殖できる湿地再生	桶川市、埼玉県、国交省	→	→	→
	ヨシ原再生・保全、干潟再生・保全	国交省	→	→	→
	森林、緑地保全・整備	さいたま市、秩父市、飯能市、埼玉県、埼玉森林管理事務所	→	→	→
	貴重種保全、外来種駆除	飯能市、戸田市	→	→	→
	白子川沿いの都市計画公園の整備	練馬区	⇢	→	→
健全なる水循環系の確保	雨水貯留浸透施設の整備	さいたま市、戸田市、朝霞市、坂戸市、新座市、川口市	→	→	→
	水質浄化及び、水質改善を目的とした浚渫及び、浄化施設設置　など	東京都、墨田区、埼玉県、秩父市、坂戸市、鳩山町、水資源機構	→	→	→
	ダム貯留池における冷水放流や富栄養化等の対策の実施、ダム湖堆積土砂の下流河川への還元	国交省、水資源機構	→	→	→
治水対策における多自然川づくり	多自然型護岸　（川口市）	川口市	→	→	
	多自然型護岸（さいたま市）（戸田市）	さいたま市、戸田市	→	→	→
	緑化によるうるおいのある水辺空間の創出	東京都	→	→	→
	ヨシ原再生	国交省	→	→	→
魅力ある水辺空間・賑わい創出	かわまちづくり（東京都）（志木市）	東京都、埼玉県・志木市	→		
	かわまちづくり（板橋区）	国交省・板橋区	⇢	→	
	「かわてらす®」事業の普及、「隅田川サポーター」制度の運用、スーパー堤防整備の推進	東京都	→	→	→
	水辺の賑わい創出、民間開放	埼玉県、富士見市、志木市、小川町	→		
自然環境が有する多様な機能活用の取組	環境学習、エコロジカル・ネットワークの形成と魅力的な地域づくり、河川協力団体と連携した環境保全、区民参加による生き物調査　など	足立区、江戸川区、北区、江東区、新宿区、杉並区、墨田区、青梅市、さいたま市、秩父市、所沢市、飯能市、東松山市、鴻巣市、戸田市、桶川市、北本市、富士見市、日高市、伊奈町、毛呂山町、川島町、吉見町、埼玉県、水資源機構、国交省	→	→	→

荒川水系流域治水プロジェクト

進捗と効果（R5.3版）

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

■荒川下流部の本川では、戦後最大洪水であるカスリーン台風(昭和22年9月）と同規模の洪水を目標としている整備計画における河道目標流量を、令和7年度までに松島地区等の河道掘削が完了することで危険箇所となっている京成本線荒川橋梁部において計画高水位以下で流下させることが可能となる。

■中堤（高潮堤防）の整備を令和7年度までに実施することにより、堤防の断面不足・高さ不足が解消され、荒川下流部の堤防（量的）が概成する。

■荒川上流部の支川入間川・越辺川・都幾川では、入間川流域緊急治水対策プロジェクトにおいて、令和6年度までに河道掘削や堤防を整備することで、令和元年東日本台風規模の洪水に対し、入間川合流点から都幾川合流点までの越辺川および越辺川合流点から直轄上流端までの都幾川からの越水防止を図ることが可能となる。

■荒川上流部の本川では、令和元年東日本台風規模の洪水に対し、令和7年度までに平方地区の無堤区間の堤防整備が完了することで、浸水被害解消を図ることが可能となる。

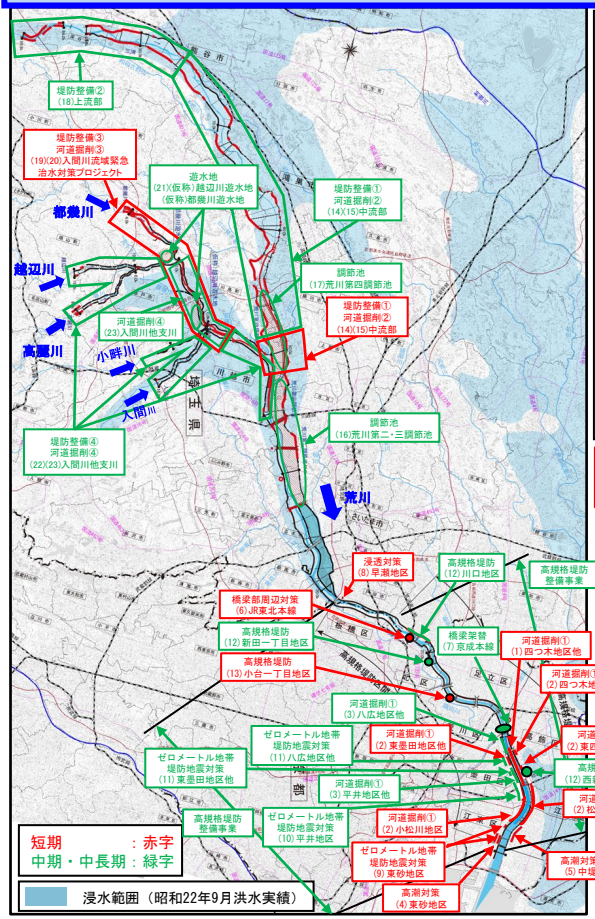

対策内容		区間	R3 短期（当面5か年）	中期	中長期（～R27年度）
河道掘削①	本川	(1)四つ木地区他（低水路掘削）	100%		
		(2)松島地区他、小松川地区、四つ木地区、東四つ木地区、東墨田地区他（高水敷掘削）	100%		
		(3)平井・八広地区他（高水敷掘削）			100%
高潮対策		(4)東砂地区	100%		
		(5)中堤	100%		
橋梁部周辺対策		(6)JR東北本線	100%		
橋梁架替		(7)京成本線	約30%	約70%	100%
浸透対策		(8)早瀬地区	100%		
ゼロメートル地帯堤防地震対策		(9)東砂地区	100%		
		(10)平井地区	約80%	100%	
		(11)東墨田・八広地区他		100%	
高規格堤防		(12)川口地区、新田一丁目地区、西新小岩地区	約50%	100%	
		(13)小台一丁目地区	100%		
堤防整備①		(14)中流部	約15%		100%
河道掘削②		(15)中流部			100%
調節池		(16)荒川第二・三調節池		100%	
		(17)荒川第四調節池			100%
堤防整備②		(18)上流部			100%
堤防整備③	支川	(19)入間川（越辺川（入間川合流点～都幾川合流点）、都幾川【入間川流域緊急治水対策プロジェクト】	100%		
河道掘削③		(20)入間川、越辺川（入間川合流点～都幾川合流点）、都幾川【入間川流域緊急治水対策プロジェクト】	100%		
遊水地		(21)（仮称）越辺川遊水地、（仮称）都幾川遊水地	約26%	100%	
堤防整備④		(22)入間川他支川			100%
河道掘削④		(23)入間川他支川			100%

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

短期整備（5か年加速化対策）効果　：　河川整備率　約57%→約70%（整備計画規模）

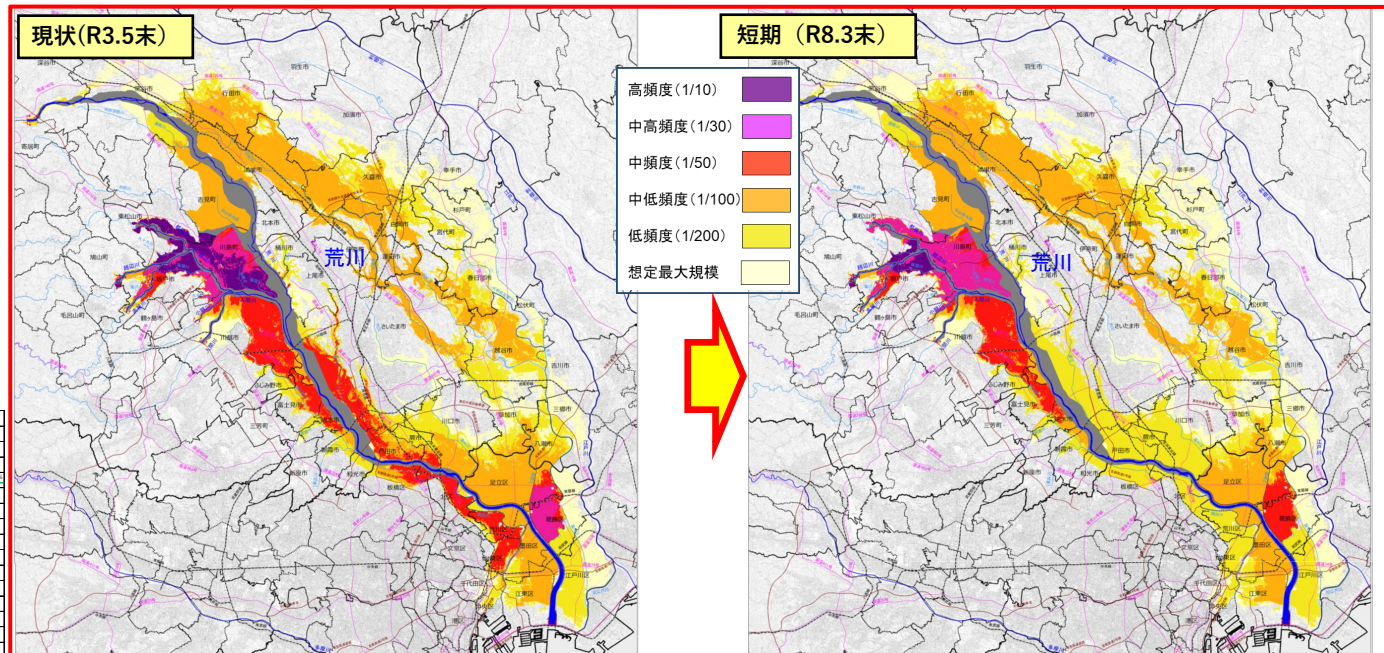

【算出の前提となる降雨】荒川流域の3日間総雨量
- 年超過確率1/10（荒川流域299mm、入間川流域300mm）
- 年超過確率1/30（荒川流域380mm、入間川流域378mm）
- 年超過確率1/50（荒川流域417mm、入間川流域414mm）
- 年超過確率1/100（荒川流域467mm、入間川流域462mm）
- 年超過確率1/200（荒川流域516mm、入間川流域511mm）
- 想定最大規模（荒川流域632mm、入間川流域740mm）

注：1/○は年超過確率（1年間にその水準を超える事象が発生する確率）

注：洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）に基づき、荒川（直轄管理区間）が氾濫した場合に、浸水深が0cmより大きい浸水範囲をシミュレーションにより予測した ものである。

注：想定最大規模については、平成28年5月に指定した洪水浸水想定区域図である。

注：外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

注：国直轄事業の実施によるものであるが、今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

荒川水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】（案）

～我が国の社会経済活動の中枢を担う東京都及び埼玉県を守る抜本的な治水対策の推進～

※荒川水系全体

戦後最大洪水等に対応した河川の整備（見込）

整備率：70%

（概ね５か年後）

農地・農業用施設の活用

0 市町村

（令和４年度末時点）

流出抑制対策の実施

1,162 施設

（令和３年度実施分）

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策

治山対策等の実施箇所 2 箇所

（令和４年度実施分）

砂防関連施設の整備数 0 施設

（令和４年度完成分）

※施行中　1 施設

立地適正化計画における防災指針の作成

6 市町村

（令和４年12月末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域 46 河川

（令和４年９月末時点）

※一部、令和４年３月末時点

内水浸水想定区域 12 団体

（令和４年９月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画 洪水 10,226施設

土砂 158施設

（令和４年９月末時点）

個別避難計画 89 市町村

（令和４年1月1日時点）

被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策

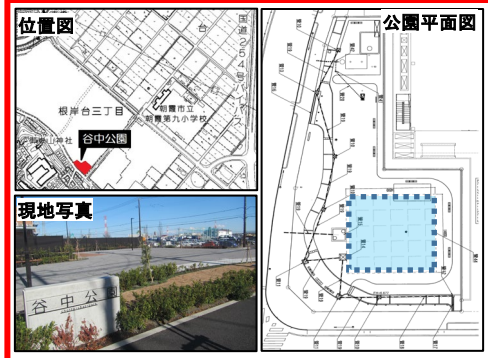

流域の雨水貯留機能の向上
校庭（公園等）貯留施設の整備

担当部署　朝霞市　みどり公園課

取組概要

当該貯留施設は民間事業者による大規模開発事業に伴い防災機能をコンセプトに整備された都市公園「谷中公園」約1,000㎡）地内にある。令和2年9月に開発完了検査を実施し、令和3年3月に市に帰属された後、令和3年4月から都市公園として供用開始した。貯水容量は約97㎥となっている。

取組内容の工夫点・課題・留意点

基本的には公園敷地内への降雨のみの処理を想定して設計されているため、河川への流出低減効果は限定的。

取組による効果

効果に関する定量的な評価については、現在事業者が近隣の類似の都市公園に整備した雨水貯留槽のマンホール裏に水位測定装置を設置し、検証中。

被害対象を減少させるための対策

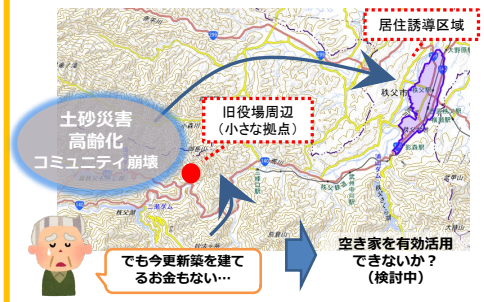

水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫
まちづくりと一体となった土砂災害対策の推進

担当部署　秩父市　地域整備部　都市計画課

取組概要

災害ハザードエリアからの移転に対し、既存ストック（空き家等）を活用することにより、本人負担の軽減を図る。

取組内容の工夫点・課題・留意点

空き家調査により空き家の分布状況・所有者の意向を調べ、居住誘導区域内や小さな拠点周辺など、安全措置が図られた同じエリア内の空き家を活用し、集団移転することにより本人負担の軽減とコミュニティの維持を図る。

取組による効果

災害危険エリアからの移転、空き家の利活用（コンパクトシティ形成）

活用可能な制度等

防災集団移転促進事業、空き家対策総合支援事業
居住誘導区域等権利設定等事業（国交省）

高台まちづくりの推進

担当部署　東京都　都市整備局　市街地整備部　企画課

取組概要

・まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、まちづくりや避難に関する計画等を踏まえつつ、高台まちづくりを推進。

取組内容の工夫点・課題・留意点

・具体的の地域における高台まちづくりの実践を進めるとともに、これらの過程で新たに生じた課題等に対して速やかに解決策を模索していく。

取組による効果

・施設では防ぎきれない大洪水等が発生し、大規模氾濫が発生しても、命の安全や最低限の避難生活水準が確保され、社会経済活動が一定程度継続することができる。

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

表　台風性降雨シナリオにおける流域警戒ステージ設定（案）

流域警戒ステージ	時期区分	状況	防災行動の目標	防災行動の概要
ステージⅠ	発災概ね5～3日前	・5～3日先に台風が接近 ・最悪の可能性が高まっている	災害の危険性に注意を向ける！	・危機感醸成 ・資機材・人員の準備
ステージⅡ	発災概ね2日前	・台風・大雨説明会が開催 ・流域で洪水発生が考えられる状況	防災対応の方針を決定する！	・庁内に災対室の可能性を周知 ・避難所開設に向けた調整
ステージⅢ	発災概ね1日前	・流域平均雨量(予測・実績)に基づき流域で洪水発生の可能性が高くなった状況	防災対応を開始する！	・避難所の早期の準備・開設 ・自主避難の呼びかけ
ステージⅣ	発災当日	・河川水位が上昇している状況	上下流を意識した防災対応を実施する！	・避難情報の発信・呼びかけ

関係者との情報共有のためのダッシュボード

荒川下流タイムラインの策定・運用の取組

担当部署　荒川下流河川事務所　流域治水推進室

取組概要

・現在は荒川下流タイムライン（拡大試行版）を沿川16市区等で運用している。
・早期の危機感の共有、早期対応の意思決定を促すタイムラインの改善を図るべく、荒川下流域水防災タイムライン（流域タイムライン）を検討し令和4年度からの運用を目指す。

取組内容の工夫点・課題・留意点

・流域警戒ステージを設定し、各段階で防災行動の目標設定に応じた防災行動の早期実施を図る。
・関係機関との共有をWEB会議にて実施。（R3から試行）

取組による効果

・早期の危機感共有と早期対応の意思決定を促す流域タイムラインにより、関係機関における早期対応の意思決定を支援する。

概　　要：流域治水への知識を高めること及び情報の共有を目的に、学識者からの講演、取り組み内容の情報共有を行う場として、協議会の実務担当者を対象とした勉強会（上下流交流会）を開催。
日　　時：令和４年１１月２２日（火）　９：００～１２：００
場　　所：筑西市　しもだて地域交流センター　アルテリオ　１階　集会室
（ｗｅｂ会議併用）
参 加 者：８７名（講演者、事務局含む）
５７組織（土木系、防災系、都市系、農水系等の関係課別）
※流域治水協議会構成員は、２２自治体＋県等８機関＋オブザーバー１機関の３１機関

【勉強会次第】
１）流域治水の概要
国土交通省　関東地方整備局
下館河川事務所計画課 課長 栗山 広宣

２）いま なぜ どうして 田んぼダム その効果と普及上の課題を考える
宇都宮大学農学部農業環境工学科 准教授 田村 孝浩

３）「田んぼダム」の手引き
農林水産省農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室　課長補佐 上野 豊

４）『今年度改善した気象情報について』
（線状降水帯の予測、キキクル変更、大雨特別警報の指標の改善）
気象庁宇都宮地方気象台 水害対策気象官 中村 幸司

写真　会場の様子

荒川水系(東京・埼玉ブロック)流域治水協議会　合同現地見学会

- 東京ブロック・埼玉ブロックの連携・交流を図るため、各協議会への相互参加（取組情報の共有）、交流をスタート。
- 令和5年2月13日には、東京ブロック・埼玉ブロックの全構成員に声がけをして、合同現地見学会を初開催し、総勢46名（25団体）の方が参加。

＜AM:荒川下流の流域治水(amoa、新田地区高規格堤防、足立区都市農業公園(鹿浜))＞

荒川下流部の流域治水について説明

荒川放水路等の概要説明
（amoa）

高規格堤防整備の説明
（新田地区高規格堤防）

高台まちづくり・賑わい創出の説明
（足立区都市農業公園(鹿浜)）

＜PM:荒川第一調節池(彩湖自然学習センター)＞

荒川第一調節池の概要説明

＜PM:荒川第二・三調節池(あらいけDX体験館)＞

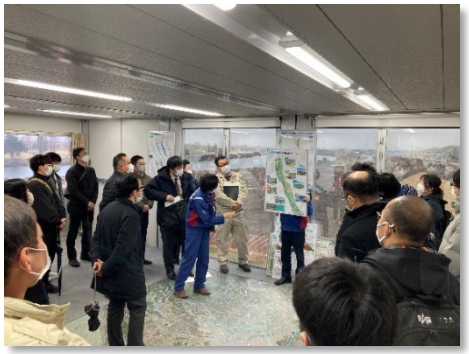

荒川第二・三調節池事業の概要説明

完成予想をVR体験

荒川水系流域治水大使の任命について

〇荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所は、令和4年12月14日に“流域治水“について、より多くの方々に知ってもらうため「荒川水系域治水大使任命式」を開催。
〇任命式では流域治水の概要や、大使任命の経緯を説明を実施し、大使には“なかやまきんに君”が就任。
〇今後Youtube動画の配信、SNSによる情報発信、ポスター掲示などの広報活動を実施中。

住民・自治体向け広報資料（かわらばん）

情報発信用のポスター

国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.
Press Release

令和４年１２月２７日
国土交通省関東地方整備局

『関東地方整備局流域治水推進室』を設置します

～関東管内における流域治水を推進するため、関係者との連携体制を強化します～

関東地方整備局では、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策である「流域治水」を推進しています。

今般、関東地方整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、関東管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、『関東地方整備局流域治水推進室』を設置しますのでお知らせします。

関東地方整備局管内では、流域の関係者が協働して令和３年３月に13の流域治水プロジェクトを策定・公表するとともに、令和４年３月に内容を更新し充実化を図っています。

今後、これらのプロジェクトを推進していくためには、河川における対策だけではなく、まちづくり等と一体となって取り組むことが不可欠であり、整備局内の関係部局が一層連携し、河川事務所、地方公共団体、関係省庁等と調整を図っていく必要があります。

このため、整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、関東管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、令和５年１月１日に『関東地方整備局流域治水推進室』を設置します。（別紙）

今後は、当該推進室が各流域の取組をより一層支援していきます。

○関東地整管内の13プロジェクトの概要

「関東地方整備局　流域治水プロジェクト」で検索いただきご確認ください。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ、 神奈川建設記者会、 茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、 刀水クラブ・テレビ記者会、 埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者会、 都庁記者クラブ、 神奈川県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、 静岡県政記者クラブ、 長野県庁会見場、長野市政記者クラブ、長野市政記者会

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局　　電話：０４８－６０１－３１５１（代表）
【流域治水、推進室全般】河川部河川調査官　藤本　雄介　（内線：３５１３）
河川部河川計画課課長　後藤　祐也　（内線：３６１１）
【まちづくり施策全般】　建政部都市調整官　大関　弘之　（内線：６１１３）
建政部都市整備課課長　今　佐和子（内線：６１６１）

（別紙）流域治水推進室の設置（連携強化）

○河川部、建政部の連携を強化し、管内の事務所、地方公共団体、関係省庁等との連絡・調整等を推進。
○今後の特定都市河川流域における取組推進や防災集団移転促進事業、土地区画整理事業と連携した河川事業など、まちづくり等と一体となった流域治水の取組を一層推進。

関東地方整備局流域治水推進室

【室長】：河川部河川調査官

河川部	建政部
治水事業	まちづくり、下水道事業

※令和5年1月1日設置、令和5年1月4日業務開始

連絡・調整等

河川事務所　地方公共団体　民間企業、NPO等　関係省庁地方支分部局

特定都市河川流域における取組推進

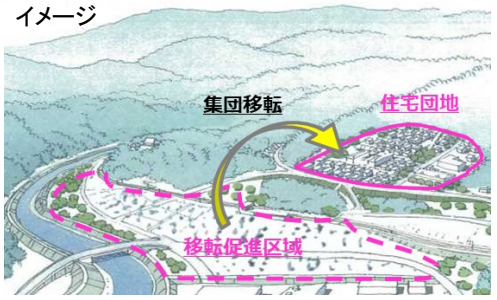

防災集団移転促進事業の推進

各流域治水協議会との連絡・調整

関東地方流域治水連絡会議との連絡・調整

流域治水相談窓口の設置（予定）

○流域治水が関係する分野・組織は多岐にわたることから、管内流域関係者が相談しやすい環境づくりを目指し、関東地方整備局流域治水推進室に、今後新たに『流域治水相談窓口』を設置予定。
○国土交通省が所管する治水事業やまちづくり、下水道事業に対する相談受付だけではなく、関東流域治水連絡会議の枠組みを生かし、他省庁等が所管する制度等に関する問合せにも対応していきたい。
○例えば、ため池・田んぼ等の治水活用、企業BCP策定、気候変動情報や気象情報活用、森林・山林保全など、流域治水に関係するあらゆる問合せに対応し、関東管内における流域治水の取組を一層推進。
○今後、構成員各位には、来年度以降の対応に向けて調整をお願いしたい。

イメージ

関東地方整備局流域治水推進室

『流域治水相談窓口』

【室長】：河川部河川調査官

河川部

治水事業

（個別事業、制度、法令等）

建政部

まちづくり、下水道事業

（制度、法令等）

照会

関東地方流域治水連絡会議

○財務省 関東財務局
○農林水産省 関東農政局
○林野庁 関東森林管理局
○経済産業省 関東経済産業局
○関東運輸局
○気象庁 東京管区気象台
○環境省 関東地方環境事務所
○国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 関東整備局
○独立行政法人 水資源機構

※関東地方整備局以外の構成員を記載

問合せ・相談

都県・市区町村　民間企業　NPO　住民等

流域治水に関連するガイドラインの公表①
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）

資料1－3

■ 特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域治水」の推進にあたり、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について」等を踏まえた「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月（Ver.1.0））」が公表。

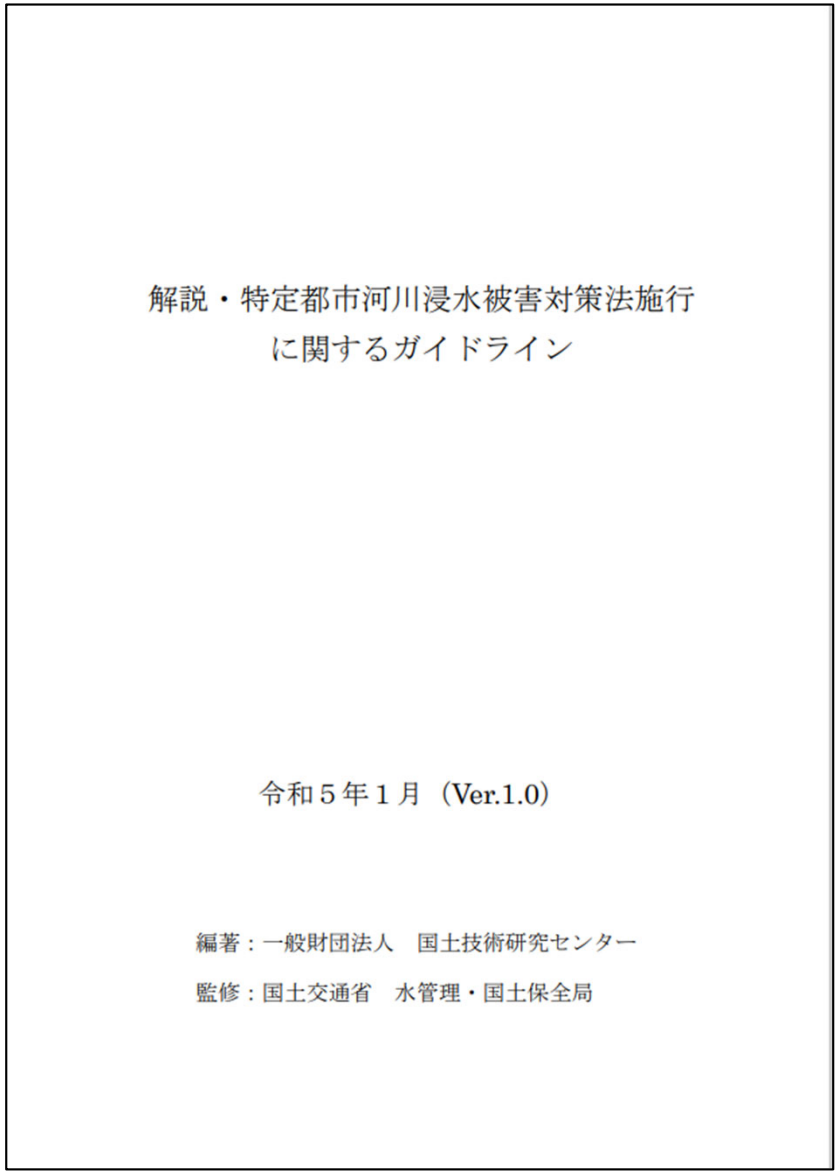

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行
に関するガイドライン

令和５年１月（Ver.1.0）

編著：一般財団法人　国土技術研究センター

監修：国土交通省　水管理・国土保全局

JICE 一般財団法人 国土技術研究センター Japan Institute of Country-ology and Engineering

トップページ ＞ 技術資料・ソフトウェア ＞ 川と地域に関するガイドライン・技術資料 ＞ 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインの改定

技術資料・ソフトウェア

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインの改定

掲載日時：2023/01/31

はじめに

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（通称「流域治水関連法」）が施行されました。

当センターでは「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン解説編集委員会」を設置し、国土交通省から周知される通知等を補足・説明し、実務担当者における取り扱いやすさを念頭においた「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（Ver 1.0）」を取りまとめました。

今後、本解説資料が幅広い流域の関係者の取組に活用されることにより、特定都市河川浸水被害対策法の制度を活用した「流域治水」の取組が進められ、流域の治水安全度の向上が図られることを切望いたします。

ダウンロード

全編（Ver 1.0）

国土技術研究センターのHPよりダウンロードいただけます

流域治水に関連するガイドラインの公表②
多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの検討・作成に関するガイドライン（令和5年1月）

■「流域治水」の推進について国土交通省では、比較的発生頻度の高い降雨も含めた複数の降雨規模によって想定される浸水想定図（多段階の浸水想定図）や、それを重ね合わせた水害リスクマップの整備を推進。

■これまでの技術的知見を踏まえ「多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの検討・作成に関するガイドライン」が作成・公表。

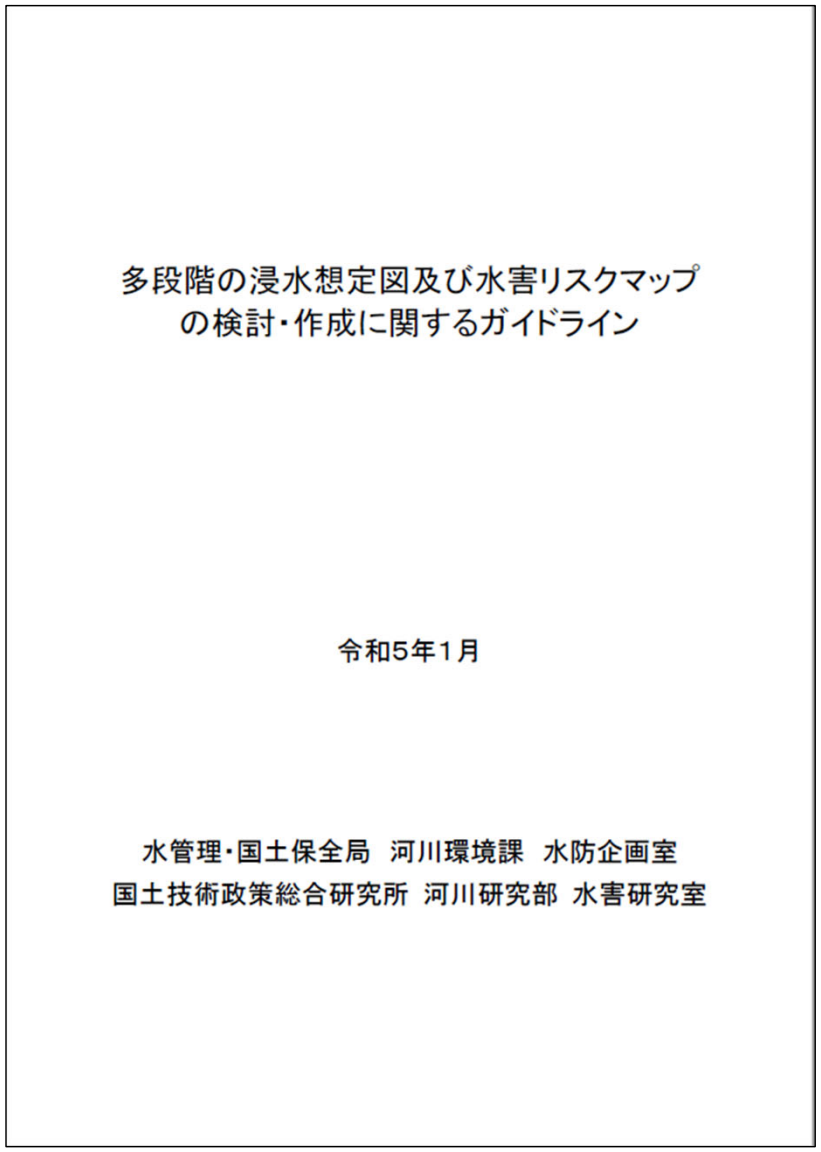

国土交通省サイト
（水管理・国土保全局＞指針・マニュアル・ガイドライン等）

関東地整管内　多段階の浸水想定図・水害リスクマップの公表予定

資料1－4

- 関東地整管内の河川について、令和5年8月31日付けで現況及び短期（利根川水系を除く）を公表済み。
- 利根川水系の短期について、令和5年3月末を目処に公表予定。
- 中期及び中長期については、現在、各河川で作成中。

流域治水プロジェクト位置図

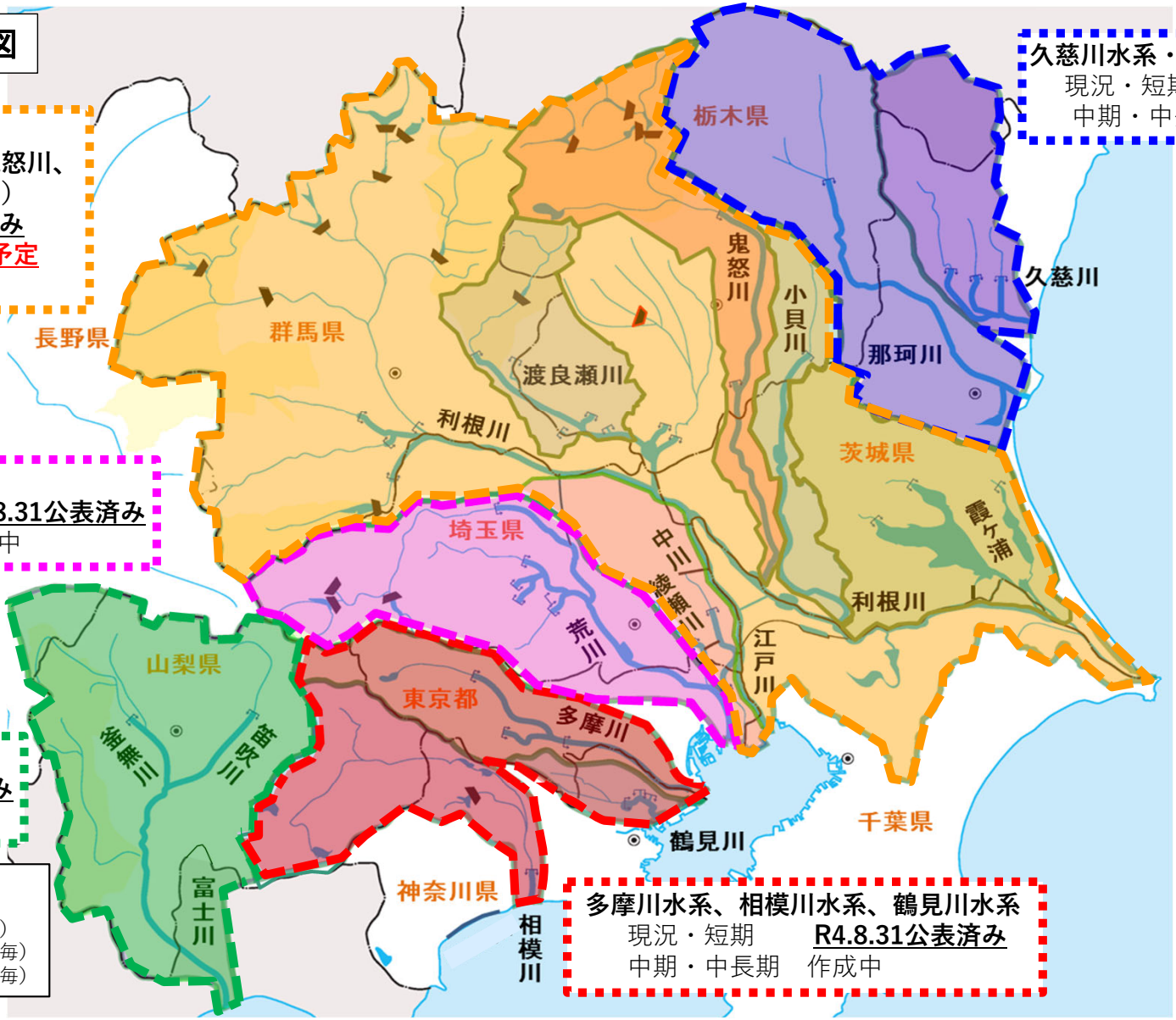

利根川水系
（利根川・江戸川、渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、霞ヶ浦、中川・綾瀬川）
現況　R4.8.31公表済み
短期　R5.3月末公表予定
中期、中長期　作成中

荒川水系
現況・短期　R4.8.31公表済み
中期・中長期　作成中

富士川水系
現況・短期　R4.8.31公表済み
中期・中長期　作成中

久慈川水系・那珂川水系
現況・短期　R4.8.31公表済み
中期・中長期　作成中

多摩川水系、相模川水系、鶴見川水系
現況・短期　R4.8.31公表済み
中期・中長期　作成中

各評価時点
- 現　況：令和３年５月時点
- 短　期：概ね５年間（令和７年度末時点）
- 中　期：概ね１０年～１５年間（各河川毎）
- 中長期：概ね２０年～３０年間（各河川毎）

関東地方整備局における多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ公表状況（令和5年3月23日時点）

水系	多段階の浸水想定図※1		水害リスクマップ（浸水頻度図）※2		公表事務所
	現況	短期	現況	短期	
荒川水系	R4.8.31		R4.8.31		荒川下流河川事務所
利根川水系（利根川・江戸川）	R4.8.31		R4.8.31		利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 高崎河川国道事務所
利根川水系（中川・綾瀬川）	R4.8.31		R4.8.31		江戸川河川事務所
利根川水系（渡良瀬川）	R4.8.31		R4.8.31		渡良瀬川河川事務所
利根川水系（鬼怒川）	R4.8.31		R4.8.31		下館河川事務所
利根川水系（小貝川）	R4.8.31		R4.8.31		下館河川事務所
利根川水系（常陸利根川）	R4.8.31		R4.8.31		霞ヶ浦河川事務所
那珂川水系	R4.8.31		R4.8.31		常陸河川国道事務所
久慈川水系	R4.8.31		R4.8.31		常陸河川国道事務所
多摩川水系	R4.8.31		R4.8.31		京浜河川事務所
鶴見川水系	R4.8.31		R4.8.31		京浜河川事務所
相模川水系	R4.8.31		R4.8.31		京浜河川事務所
富士川水系	R4.8.31		R4.8.31		甲府河川国道事務所

：利根川水系においては、短期は令和5年3月末公表予定

※1　：多段階の浸水想定図は、年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、1/150または1/200、想定最大規模毎の降雨により浸水した場合に想定される浸水範囲と浸水深を表示した図面です。

※2　：水害リスクマップは、多段階の浸水想定図を重ね合わせたものであり、年超過確率毎の浸水範囲(浸水深0.0m以上（浸水あり）、0.50m以上（床上浸水相当）、3.0m以上(1階居室浸水相当))を示した図面です。

水害リスクマップ（浸水頻度図）の本省ポータルサイト開設について

資料１－５

■ 住民の避難等を目的に水防法に基づいて作成・公表された『洪水浸水想定区域図（想定最大規模の洪水を対象）』に加え、防災まちづくりや企業立地の参考となることを目的として、「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を作成。

■ 令和４年１２月に、全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめて確認できる本省ポータルサイトが開設。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 ４ 年 １２ 月 １４ 日
水管理・国土保全局河川環境課
国土技術政策総合研究所河川研究部

河川氾濫による浸水の頻度を見える化（国管理河川）

～水害リスクマップ（浸水頻度図）のポータルサイトを開設～

国土交通省では、これまで、住民の避難等を目的として、洪水ハザードマップのもととなる洪水浸水想定区域図（想定最大規模の洪水を対象）を作成・公表してきました。これに加え、今般、防災まちづくりや企業立地の参考となることを目的として、「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を作成し、ポータルサイトを開設しました。

水害リスクマップ（浸水頻度図）は、多段階の浸水想定図（発生頻度は小さいものの浸水範囲が広い大規模な洪水や、浸水範囲は狭いものの発生頻度が高い小規模な洪水など、様々な規模の洪水の浸水想定図）を重ね合わせたものであり、今回開設するポータルサイトでは、全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめて確認することができます。

今後、水害リスクを踏まえた、まちづくりや企業の立地選択等での更なる活用促進に向け、流域治水協議会等を通じて情報共有を図り、議論を深めてまいります。

※https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/risk_map.html

多段階の浸水想定図	水害リスクマップ（浸水頻度図）

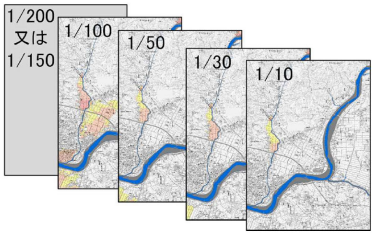

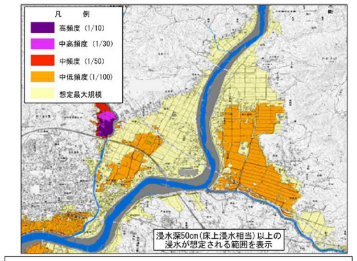

○ 高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率 1/10、1/30、1/50、1/100、1/150 又は 1/200）に作成した浸水想定図。
○ 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

○ 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（0.0m以上、0.5m以上（床上浸水以上）、3.0m以上（１階軒下浸水以上））に重ね合わせて作成した図面。
○ 今回公表する図は、国管理河川からの氾濫による浸水のみを対象。

※一定の条件下でのシミュレーション結果であり、雨の降り方や内水も含めた浸水形態によっては実際の浸水状況と異なる場合があります

【問い合わせ先】
水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室　水防企画官　白波瀬（しらはせ）、係長　岡安
TEL：03-5253-8111（内線 35453、35456）直通：03-5253-8460　FAX：03-5253-1603
国土技術政策総合研究所　河川研究部　水害研究室　主任研究官　武内、研究官　山本
TEL：029-864-2211（内線 3582、3583）、直通：029-864-7627　FAX：029-864-2688

国土交通省サイト
（ホーム>政策・仕事>水管理・国土保全>河川>流域治水プロジェクト>水害リスクマップ一覧）

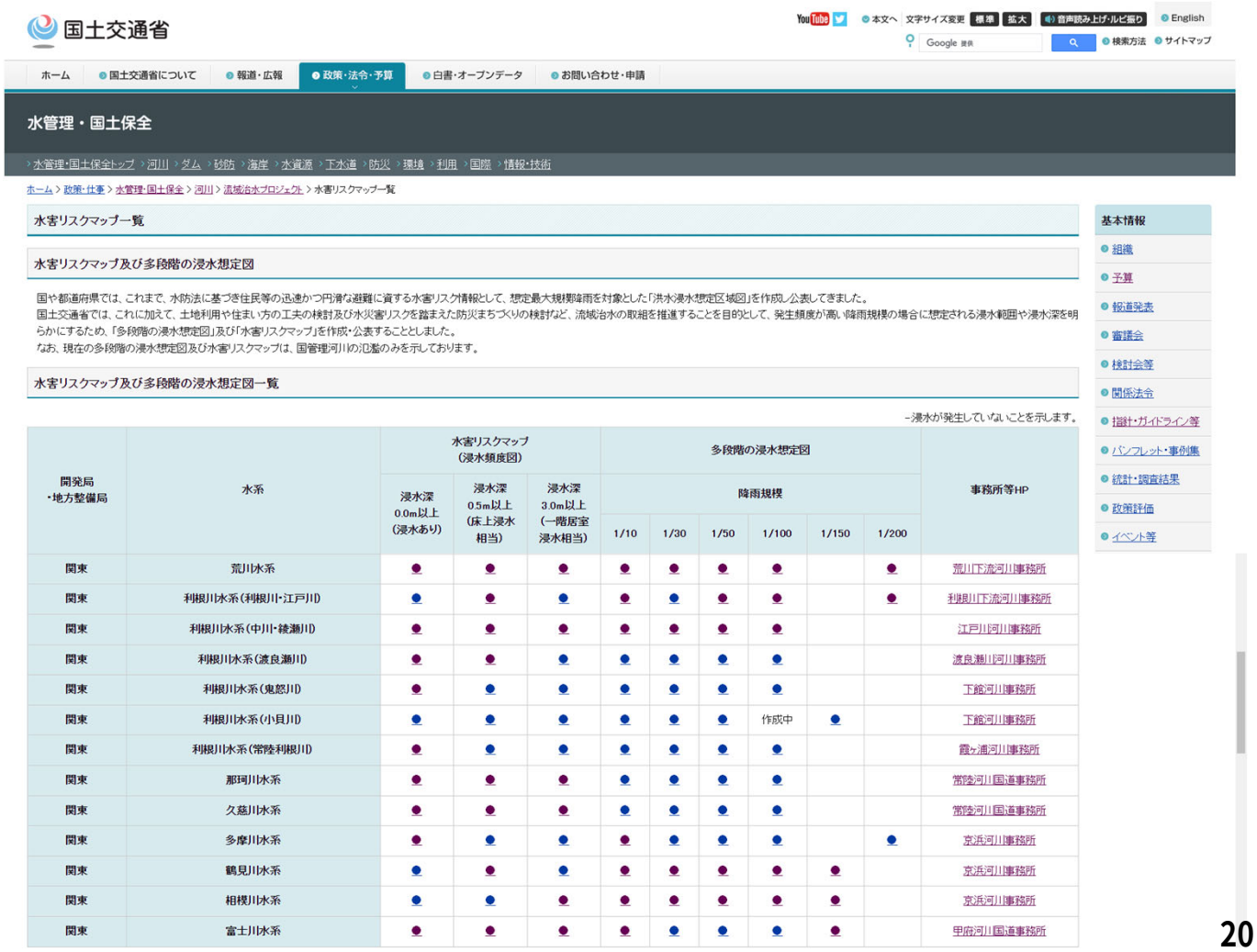

国土交通省

ホーム ｜ 国土交通省について ｜ 報道・広報 ｜ 政策・法令・予算 ｜ 白書・オープンデータ ｜ お問い合わせ・申請

水管理・国土保全

水管理・国土保全トップ ｜ 河川 ｜ ダム ｜ 砂防 ｜ 海岸 ｜ 水資源 ｜ 下水道 ｜ 防災 ｜ 環境 ｜ 利用 ｜ 国際 ｜ 情報・技術

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 河川 > 流域治水プロジェクト > 水害リスクマップ一覧

水害リスクマップ一覧

水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図

国や都道府県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。
国土交通省では、これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表することとしました。
なお、現在の多段階の浸水想定図及び水害リスクマップは、国管理河川の氾濫のみを示しております。

水害リスクマップ及び多段階の浸水想定図一覧

-浸水が発生していないことを示します。

開発局・地方整備局	水系	水害リスクマップ（浸水頻度図） 浸水深 0.0m以上（浸水あり）	浸水深 0.5m以上（床上浸水相当）	浸水深 3.0m以上（一階居室浸水相当）	多段階の浸水想定図 降雨規模 1/10	1/30	1/50	1/100	1/150	1/200	事務所等HP
関東	荒川水系	●	●	●	●	●	●	●		●	荒川下流河川事務所
関東	利根川水系（利根川・江戸川）	●	●	●	●	●	●	●		●	利根川下流河川事務所
関東	利根川水系（中川・綾瀬川）	●	●	●	●	●	●	●			江戸川河川事務所
関東	利根川水系（渡良瀬川）	●	●	●	●	●	●	●			渡良瀬川河川事務所
関東	利根川水系（鬼怒川）	●	●	●	●	●	●	●			下館河川事務所
関東	利根川水系（小貝川）	●	●	●	●	●	●	作成中	●		下館河川事務所
関東	利根川水系（常陸利根川）	●	●	●	●	●	●	●			霞ヶ浦河川事務所
関東	那珂川水系	●	●	●	●	●	●	●			常陸河川国道事務所
関東	久慈川水系	●	●	●	●	●	●	●			常陸河川国道事務所
関東	多摩川水系	●	●	●	●	●	●	●		●	京浜河川事務所
関東	鶴見川水系	●	●	●	●	●	●	●	●		京浜河川事務所
関東	相模川水系	●	●	●	●	●	●	●	●		京浜河川事務所
関東	富士川水系	●	●	●	●	●	●	●	●		甲府河川国道事務所

基本情報
- 組織
- 予算
- 報道発表
- 審議会
- 検討会等
- 関係法令
- 指針・ガイドライン等
- パンフレット・事例集
- 統計・調査結果
- 政策評価
- イベント等

資料１－６

令和5年度

水管理・国土保全局関係
予　　算　　概　　要

令和5年1月

国土交通省　水管理・国土保全局

水管理・国土保全局が取り組む4本の柱

○ 気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化に対応するため、河川整備等の加速化に加え、内水対策や流出抑制対策（雨水貯留浸透施設の整備等）の強化など、流域治水の更なる推進とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策を実施。また、水辺空間の良好な環境形成等による地域活性化の取組を推進。
○ 併せて、防災・減災対策を高度化・効率化するDX、カーボンニュートラルを推進するGXの取組を推進。

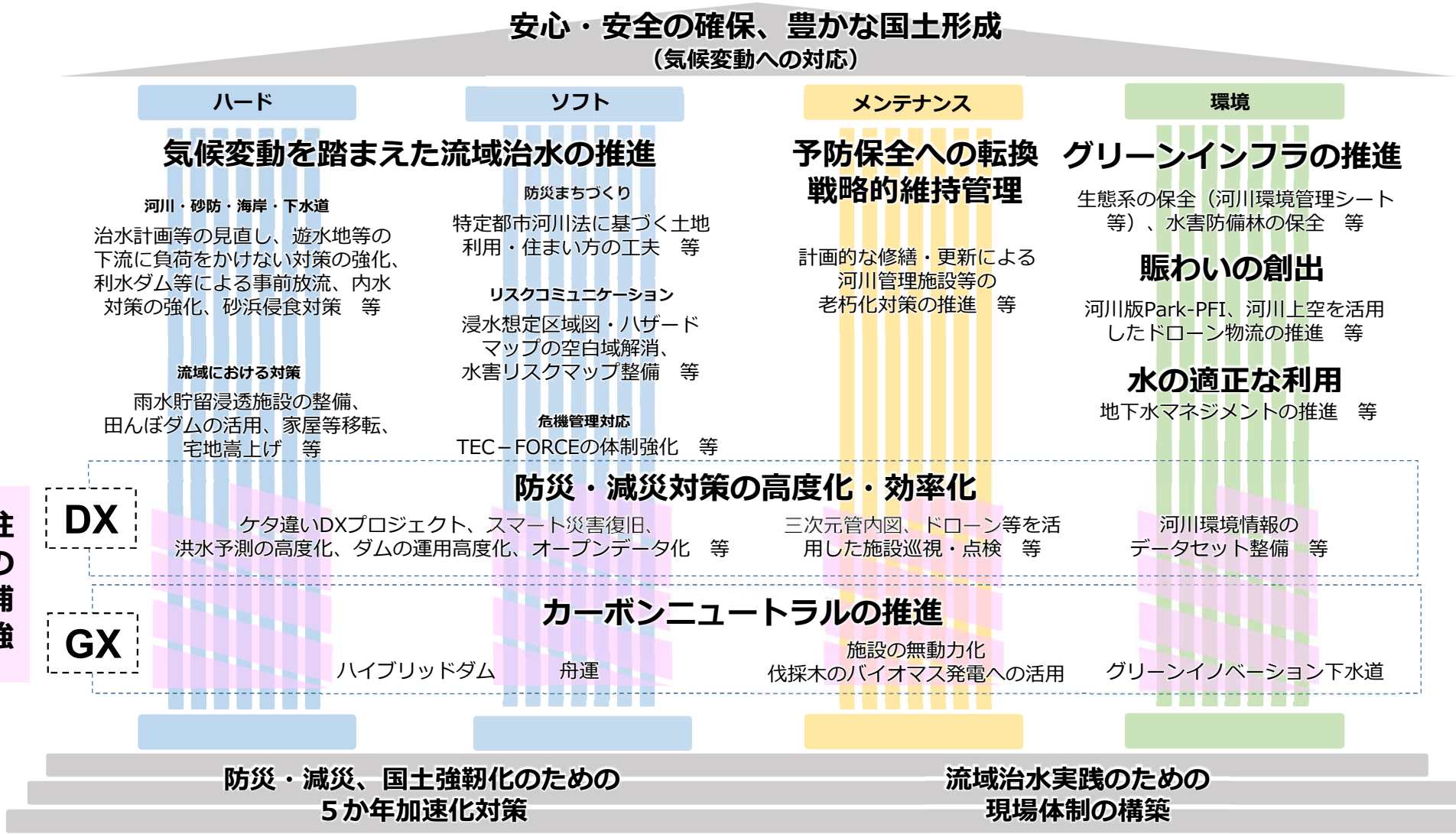

予算の内訳

○ 一般会計予算

単位：億円

事　　項	令和5年度	前　年　度	対前年度 倍　率
一般公共事業費	**9,710**	**9,517**	**1.02**
治　山　治　水	**8,688**	**8,654**	**1.00**
治　　水	8,518	8,484	1.00
海　　岸	170	170	1.00
住宅都市環境整備	**249**	**249**	**1.00**
都市水環境整備	249	249	1.00
下　水　道	**773**	**614**	**1.26**
災害復旧関係費	<529>	<527>	1.00
	479	**505**	**0.95**
合　　計	**10,188**	**10,021**	**1.02**

1. 上記計数には、
   (1) デジタル庁一括計上分を含まない。
   (2) 個別補助化に伴う増分182億円を含む。
2. ＜＞書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。

（上記以外に、行政経費9億円があるほか、省全体で社会資本整備総合交付金5,492億円、防災・安全交付金8,313億円がある。）

○ 東日本大震災復興特別会計予算（復興庁所管）

単位：億円

事　　項	令和5年度	前　年　度	対前年度 倍　率
治水	0.02	0.00	-
災害復旧関係費	50	41	1.22
合　　計	50	41	1.22

（上記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）116億円がある。）

（四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。）

主要項目

○ 一般会計予算

・**治水事業等関係費　8,937億円**
　うち 河川関係　7,374億円、砂防関係　1,393億円、
　　海岸関係　170億円

・**下水道事業関係費　773億円**

・**災害復旧関係費　479億円**
<529億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む

合計　1兆188億円

・**行政経費　9億円**

○東日本大震災復興特別会計予算

（復興庁所管）

・**復旧・復興関係費　50億円**

（うち、復旧50億円、復興0億円）

主要課題

1. **流域治水の本格的実践 「継続と深化」　5,950億円**
2. **インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現　2,304億円**
3. **防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進　74億円**
4. **ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進　81億円**
5. **水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進　93億円**

（注）この他に工事諸費等がある。

参考：令和4年度補正予算（水管理・国土保全局）の概要

水管理・国土保全局関係全体　5,763億円

- 気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進　2,354億円
- 災害時情報伝達手段の多重化・高度化、3次元モデル等を活用したインフラの整備、管理等のデジタル化の推進　95億円
- 河川・ダム、砂防関係施設等の重要インフラに係る老朽化対策　557億円
- 地域経済・観光の活性化を支えるかわまちづくりの推進　31億円
- 河川、道路等のインフラの災害復旧事業等　2,681億円
- 下水汚泥の肥料利用の推進　25億円
- 下水道の脱炭素化の推進　20億円

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金291億円、防災・安全交付金2,853億円がある。

（注）四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,492 億円、防災・安全交付金8,313億円、社会資本総合整備（復興）116 億円がある。

新規事項

流域治水関連法（特定都市河川の指定拡大）による流域治水の深化

○ 全国で進める「流域治水」の実効性の確保が急務。河川管理者の先導により特定都市河川の指定を進め、「流域治水」の考え方に基づく水害に強い地域づくりの早期実現を達成する。

○ 国は、今後、全国で公表する5年間のロードマップに基づいた流域水害対策計画※の策定、浸水被害対策に対し、集中的に支援。

※特定都市河川浸水被害対策法第４条第１項の規定に基づき河川管理者・地方公共団体等が共同して策定

背景・課題

○近年、全国各地で激甚な浸水被害が発生しており、「流域治水」の実効性の確保が喫緊の課題。

○このため、河川管理者が水害リスクの高い地域の特定都市河川指定を先導し、事前防災対策を推進。

〈特定都市河川流域におけるハード・ソフト対策の全体像〉

新規事項

○流域水害対策計画作成事業を創設※し、都道府県による特定都市河川指定を強力に推進。

※特定都市河川浸水被害対策推進事業に当該事業を追加

対象：都道府県

拡充内容：令和５年度から５年間の時限措置として、流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援

○流域水害対策計画に位置づけられた、雨水貯留浸透対策・土地利用規制等と一体的に行う河川管理者のハード対策には予算を重点措置。（R5継続）

（併せて取り組む事項）

○国・都道府県の河川管理者は、水害リスクの高い河川について、今後５年間における特定都市河川指定及び流域水害対策計画策定についてR5出水期までに流域の関係者と調整し、ロードマップとして順次公表。〈特定都市河川指定・流域水害対策計画策定のロードマップ（イメージ）〉

対策区分	河川	実施主体	工程				
			R5	R6	R7	R8	R9～
特定都市河川の指定・流域水害対策計画の策定	A川	国、A県関係20市町	合意形成 → 指定	計画検討 → 計画策定	浸水被害対策の実施		
	B川	A県関係12市町村		合意形成 → 指定	計画検討 → 計画策定	浸水被害対策の実施	
	C川	B県関係5市町村			合意形成 → 指定	計画検討 → 計画策定	浸水被害対策の実施

新規事項

特定都市河川流域内の土地の貯留機能の保全の促進

○ 特定都市河川流域では、浸水の拡大を抑制する効用をもつ河川沿いの低地や農地等を貯留機能保全区域に指定し、その土地が元々有する貯留機能の保全を図ることが可能。
○ 関係者の同意・協力を促すため、貯留機能保全区域の指定に伴う負担軽減のための支援を拡充。

背景・課題

○貯留機能保全区域は、洪水・雨水の貯留機能の保全を図ることができる一方、土地所有者には、洪水・雨水出水時に浸水を許容していただくことが必要。

○区域の指定は、流域全体の治水安全度の向上に資するものであり、土地所有者に負担が偏らないよう、当該負担の軽減に地域の関係者が協力するインセンティブを高め、都道府県知事等による指定を促進することが重要。

貯留機能を有する土地のイメージ
（平成28年台風16号　北川水系北川　家田地区）

流域水害対策計画において
貯留機能保全区域の指定の方針を明示

↓

貯留機能保全区域（案）の作成
（予め流域内で指定対象となる土地を検討）
・地元説明会の開催
・関係者間で主体的な議論ができる
ワークショップ等の機会の提供　等

↓

土地所有者の同意、市町村長への意見聴取

↓

都道府県知事等による指定（公示・通知）

区域指定のフロー

新規事項

○貯留機能保全区域の土地所有者の負担軽減において、あらゆる関係者の協力を促すため、以下の制度を拡充。

■貯留機能保全区域における貯留後の早期排水の支援

対象：地方公共団体（都道府県、市町村）
拡充内容：貯留機能保全区域において洪水・雨水を貯留後、早期に排水するための排水施設の整備を、特定都市河川浸水被害対策推進事業の補助対象に追加

■貯留機能保全区域における土砂掘削等の環境整備

対象：河川管理者（国、都道府県）
拡充内容：土砂掘削等の環境改善を行う対象範囲に貯留機能保全区域を追加（総合水系環境整備事業、統合河川環境整備事業）

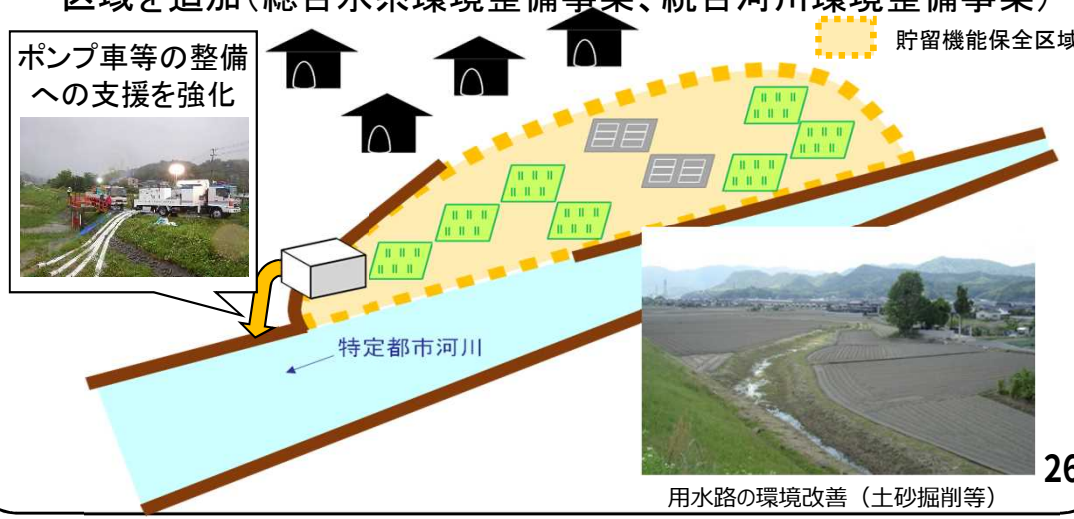

用水路の環境改善（土砂掘削等）

税制延長

浸水被害の軽減に資する税制特例措置の延長

○ 洪水が地域に拡大するのを防ぐ機能を有している輪中堤や自然堤防等を保全する「浸水被害軽減地区」の指定や、浸水被害のリスクがある地下街等における浸水防止の取組に係る現行の税制特例措置を延長し、流域一体で取り組む「流域治水」の更なる推進を図る。

浸水被害軽減地区に係る課税標準の特例

○浸水の拡大を抑制する輪中堤等を浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税等を軽減する税制特例措置を、３年間延長する。

（課税標準を１／２～５／６の範囲で条例で定める割合とする）

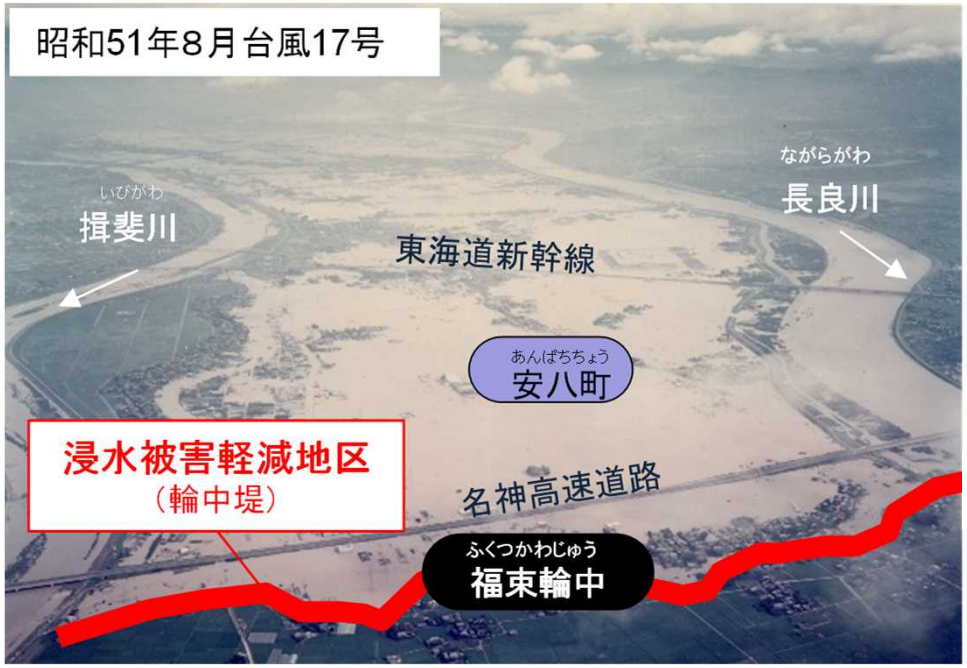

浸水被害軽減地区（福束輪中　平成30年３月指定）

浸水防止用設備に係る課税標準の特例

○浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税を軽減する税制特例措置を、３年間延長する。

（課税標準を１／２～５／６の範囲で条例で定める割合とする）

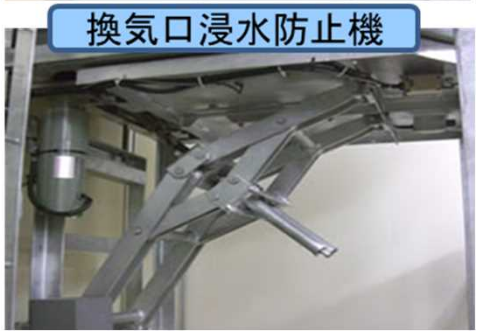

対象となる浸水防止用設備

新規事項

災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去

○ 遊水地で洪水貯留を行ったのち、土砂等※が遊水地内に堆積し、洪水調節機能や施設機能に影響を及ぼす場合には、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として堆積土砂等の撤去が可能な制度を拡充。

※土砂等：土砂、流木、塵芥

背景・課題

○洪水貯留後に遊水地内に土砂堆積等が発生した場合、施設管理者が自ら土砂等を撤去。

○堆積土砂の撤去に時間を要する場合は、次期洪水に対して洪水調節機能の低下が懸念。

○河川維持管理予算や、施設管理者による費用負担には限界があり、迅速な土砂撤去が困難であることから、激甚化・頻発化する洪水に対応できないおそれ。

【遊水地への湛水状況（令和4年8月4日）】

【遊水地内の堆積事例】

新規事項

○遊水地における洪水貯留後に堆積した土砂等の撤去を、災害復旧で実施可能とする。

対象：河川管理者（国、都道府県等）

拡充内容：土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能（水門や排水路等）を阻害する場合に、当該土砂等の撤去を災害復旧事業の対象に追加

（今後）
■遊水地の洪水調節機能や施設機能（水門や排水路等）を阻害する土砂等を災害復旧で一貫して撤去可能

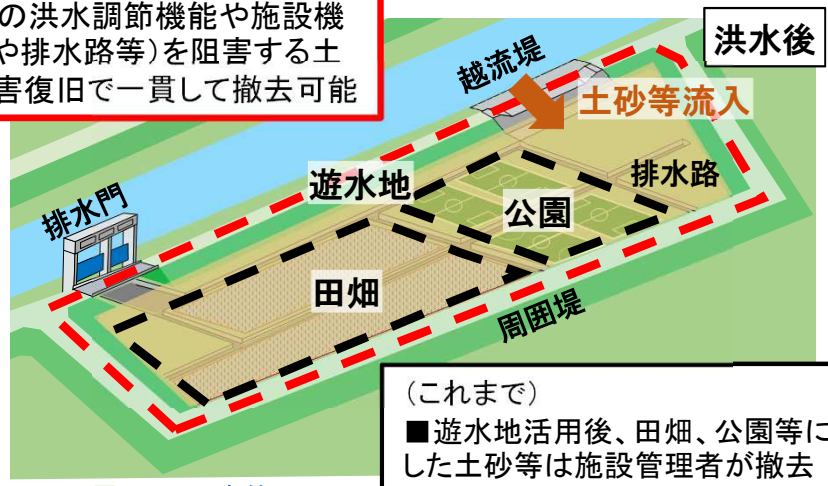

（これまで）
■遊水地活用後、田畑、公園等に堆積した土砂等は施設管理者が撤去

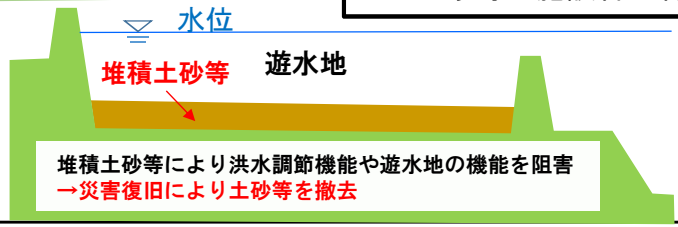

新規事項

防災まちづくりと連携した土砂災害対策の推進

○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定が進み、土砂災害のリスクが「見える化」され、土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりが可能となった。

○ 土砂災害リスクに関する情報を適切に共有し、そのリスク情報に基づいて砂防事業の計画とまちづくりの計画を一体的に検討することで、まちづくりと連携した土砂災害対策を推進する。

背景・課題

○土砂災害リスクをかかえた地域の課題

居住や公共公益施設の維持・誘導を図ろうとするも、安全な土地が少ないため、土砂災害対策を行わなければ計画的なまちづくりができない地域が多く存在。

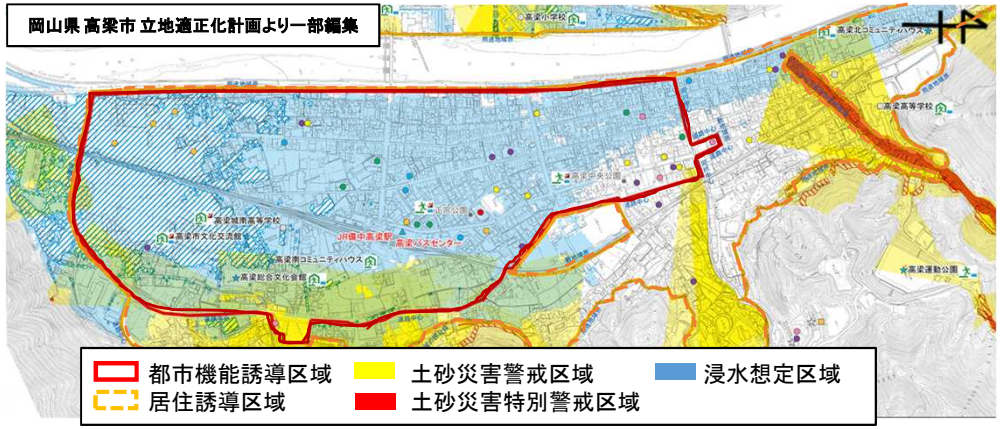

○土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進に向けた取組

まちづくりの計画と砂防事業の計画の一体的な策定※1や、移転等によるリスク回避を推進※2しつつ、「まちづくり連携砂防等事業」を拡充し、居住や公共公益施設の維持・誘導を図ろうとする区域を重点的に保全。

※1 「砂防事業と防災まちづくりの連携のための情報共有等の推進」に関する通知(都市局・住宅局・砂防部　R4年6月)を発出
※2 「移転の勧告の基本的な考え方」の改定に関する通知（砂防部　R4年11月）を発出

新規事項

○土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりを推進するため、以下の拡充を実施

■まちづくり連携砂防等事業の対象エリアの拡大

対象：都道府県

拡充内容：まちづくり連携砂防等事業の事業対象区域に、居住誘導区域に加え、立地適正化計画や立地適正化の方針、または市町村管理構想において、地域生活拠点として位置づけられた区域を追加

■急傾斜地の崩壊対策の強化

対象：都道府県

拡充内容：まちづくり連携砂防等事業における急傾斜地崩壊対策事業のがけ高の要件を10m以上から 5m以上に拡充

※上記の拡充に当たり、事業採択において以下の要件を追加
・まちづくりに関する計画に以下の事項が記載されていること。
①砂防関係施設の整備に関する具体的方針
②リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標
③移転すべき箇所に対して土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告を行う計画

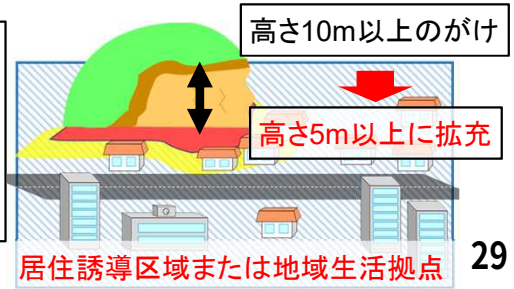

新規事項

気候変動を踏まえた土砂災害対策の推進

○ 同一地域内での土砂災害と洪水氾濫の重複発生リスクの増加に対し、砂防事業と河川事業を連携して実施し、複合災害に対する地域の早期安全性確保を図る。

○ 気候変動の影響に伴う豪雨の増大による、土砂・洪水氾濫の頻発化を踏まえ、高リスクエリアの抽出を進めるとともに、土砂・洪水氾濫対策に適した施設配置計画への見直しと施設整備を推進。

新規事項

○ 複合災害リスクを有する箇所における重点的対策

対象：都道府県

拡充内容：令和5年度より「土砂災害と洪水氾濫の発生リスクが重複している地域において実施する、河川事業と連携した土砂災害対策事業」を防災・安全交付金の重点配分対象に設定。

河川事業と砂防事業で一体的に対策を実施することにより、地域の安全度向上のみならず、当該自治体における今後の地域づくりへの支援にもつながることが期待される。

砂防事業と河川事業で連携した事業イメージ

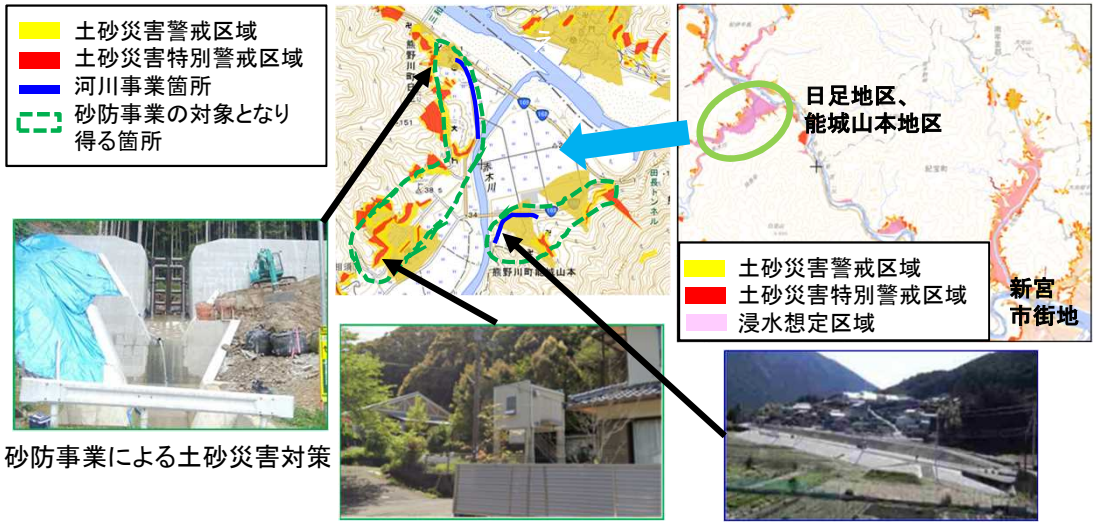

砂防事業による土砂災害対策

砂防事業による土砂災害対策予定箇所

河川事業による輪中堤整備

土砂・洪水氾濫対策の推進

（左記に併せ以下の取組を実施）

○ 土砂・洪水氾濫の高リスクエリアの抽出

土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領（案）に基づき、土砂・洪水氾濫の高リスクエリアを抽出する。

土砂・洪水氾濫の高リスクエリアとなる条件

発生ポテンシャル	被害ポテンシャル
・過去に土砂・洪水氾濫が発生した流域 ・近年、土砂・洪水氾濫が発生した流域と同様の地形的特徴を有する渓流	・保全対象がある 土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領（案）

土砂・洪水氾濫高リスク流域

土砂・洪水氾濫域

○ 土砂・洪水氾濫リスクを踏まえた施設配置計画を策定し、重点的な対策を実施

施設配置計画を見直し、遊砂地等の効率的な施設を配備することにより、砂防施設の集約を図る。

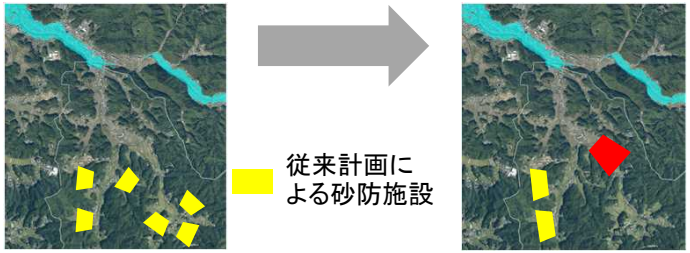

※図はイメージ

従来計画：上流域の土石流危険渓流に集中的な施設整備　見直し後：効率的な施設を配置する一方で、上流域の土の計画　石流危険渓流はまちづくりと連携し移転を推進

新規事項

気候変動を踏まえた海岸事業の推進

○ 気候変動等の影響による被災リスクの増大に対応するため、海岸保全基本計画の見直し、波の減衰機能等を有する砂浜の保全・再生、高潮・高波予測の高度化などハード・ソフトを組み合わせた対策を推進。

背景・課題

○気候変動により平均海面水位、高潮時の潮位偏差及び波高が上昇。
○平均海面水位の上昇等に伴い砂浜が消失。
○更に、うちあげ高が増大し、浸水リスクが増加。

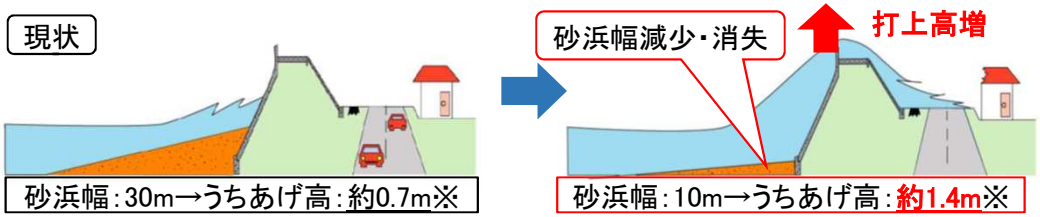

※海底勾配1/20、波高2m、周期9sの波浪条件を固定

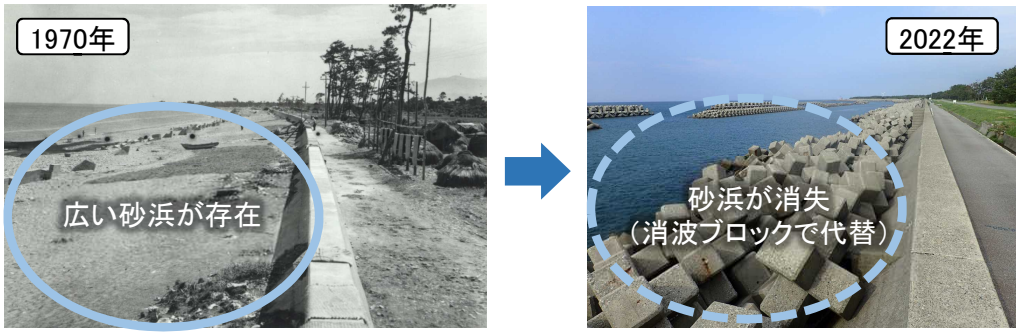

2008年 高波災害

下新川海岸
（死傷者16名、
建物全・半壊57棟、
床上・床下浸水164棟）

高波による越波・浸水状況

新規事項

砂浜の保全・再生に向けた財政支援の重点化

対　　象：海岸管理者
拡充内容：砂浜の保全・再生に向けて、下記の取組を推進する海岸で実施する事業に対して、防災・安全交付金を重点配分

＜砂浜の保全・再生に向けた取組＞

○ 砂浜の海岸保全施設への指定
○ 総合的な土砂管理や事業間連携による計画的な養浜材の確保

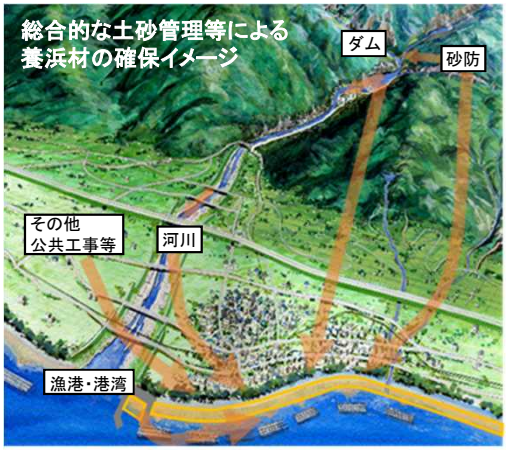

被災リスクの増大への対応策イメージ

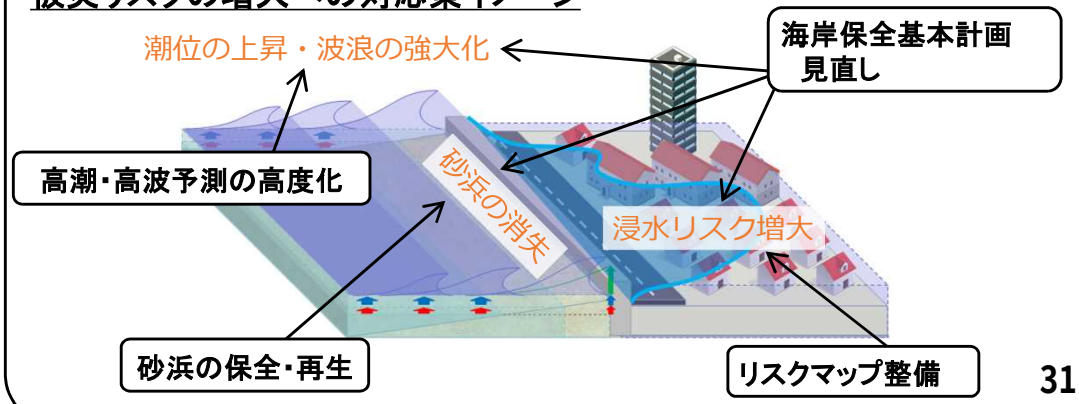

新規事項

民間主体の河川空間マネジメントの導入

〇河川裏の河川敷地における民間事業者参入支援のための新たな制度を検討するとともに支援制度の普及・促進に取り組み、新たな民間投資の創出による地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現。

現状

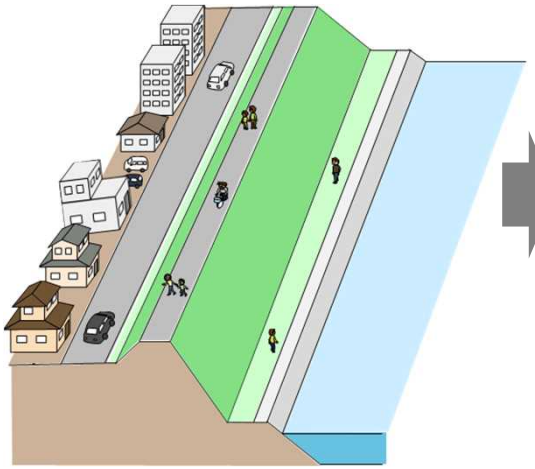

民間ニーズ

〇営利事業の実施にあたって、占用期間が10年は短い。
〇各種支援制度内容が分からない。
〇活用可能な場所が分からない。

河川管理者ニーズ

〇地域活性化等に繋がった成功事例を紹介してほしい。
〇河川の維持管理費削減に資する占用の取組を増やしてほしい。
〇参入促進に資する河川管理者としての支援の拡大。

エリアー帯の空間マネジメント

地域活性化

河川管理の効率化

【 河川民間参入支援パッケージ 】

◆民間事業者の参入支援に資する制度の創出

民間事業者	占用の仕組み	●占用期間 最大10年 ●包括占用の主体 地公体、公益法人等	●民間事業者に対する占用期間の延長や包括占用によるエリアマネジメントを認める仕組みを検討 ※収益の一部を占用区域外の清掃・除草等や河川管理施設整備に充当する場合
	かわまち支援制度	●申請主体 ・市町村(＋民間事業者他)	●申請主体 ・市町村(＋民間事業者他) ・民間事業者 R5新規事項
河川管理者	交付金	●総事業費が三億円以上	●支援対象事業の考え方を明確にしたうえで、「都市・地域再生等利用区域」を指定する場合は総事業費の下限値要件を撤廃

◆支援制度の普及・促進の取組

- 河川空間のポテンシャルリストの公表
- かわまち支援制度等の相談窓口を国の地方支部局に設置
- 賑わい創出に資する情報をプッシュ型で発信

予算の項目毎の内容

1. 流域治水の本格的実践 「継続と深化」
   - 流域治水型内水対策の推進 ・・・ P.19
   - 気候変動リスク開示における民間企業の取組の支援 ・・・ P.20
2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現 ・・・ P.21
3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進 ・・・ P.22
   - オープンデータによる流域防災DXの駆動 ・・・ P.23
   - 流域治水ケタ違いDXプロジェクト　内水対策強化 ・・・ P.24
   - 流域治水ケタ違いDXプロジェクト　災害対応力強化 ・・・ P.25
   - ドローンによる画像解析等を用いたインフラ施設維持管理 ・・・ P.26
   - 洪水予測の高度化 ・・・ P.27
   - ハイブリッドダムの取組推進のための雨量・流入量予測（AI）の技術開発 ・・・ P.28
4. ダムや下水道におけるクリーンエネルギー創出を通じたGXの推進
   - 官民連携の新たな枠組みによるハイブリッドダム ・・・ P.29
   - 河川管理施設の活用や高度化、舟運の活用による脱炭素化の推進 ・・・ P.31
5. 水辺空間の良好な環境と賑わいの創出による地域活性化の推進
   - グリーンインフラの取組の深化 ・・・ P.32
6. 行政経費（熊本水イニシアティブを踏まえた海外展開等） ・・・ P.33
7. 独立行政法人水資源機構 ・・・ P.34

流域治水型内水対策の推進

○近年の内水被害の頻発化を踏まえ、内水被害が頻発する等の浸水リスクが高い地域における特定都市河川の指定を進め、排水ポンプによる河川への排水を中心とした従来の対策に加え、遊水地等の貯留施設の整備や土地利用規制等のソフト対策を含む流域全体での流出抑制・被害軽減対策を推進する。

全国各地で内水被害が発生

- 降雨による河川の増水により、支川の排水機能が十分に発揮されず、支川流域における内水被害が全国各地で多発。
- 本川の水位が上昇し、外水氾濫のおそれがある場合、排水機場による内水排除を停止させる必要があり、本川水位に影響を受けない支川単位での内水対策の充実が必要。
- この対応として、地方公共団体や民間による流出抑制対策や土地利用規制等の取組を流域全体で一体的に進めることが必要。

令和3年8月の大雨による武雄市（佐賀県）の内水被害

流域治水型内水対策への進化

内水被害が頻発する等の浸水リスクが高い地域における特定都市河川の指定を進め、当該流域において、遊水地や雨水貯留浸透施設等のハード対策に加え、土地利用規制等のソフト対策など、国、都道府県、市町村、民間が連携した流出抑制・被害軽減対策を重点的に実施する。

【国、都道府県、市町村、民間が連携した対策の強化】

- 支川合流点において内水も貯留する内外水一体型の遊水地を整備【国、都道府県】
- 下流に負荷をかけないため、支川に遊水地等を整備【都道府県、市町村】
- 雨水貯留浸透施設の整備【都道府県、市町村、民間事業者】
- 内水リスクを踏まえた土地利用規制（浸水被害防止区域、災害危険区域）【都道府県 市町村】
- 内水浸水情報のリアルタイム把握等のための浸水センサーの設置【自治体、民間】

等の流出抑制・被害軽減対策を推進し、内水対策の一層の強化・迅速化を図る。

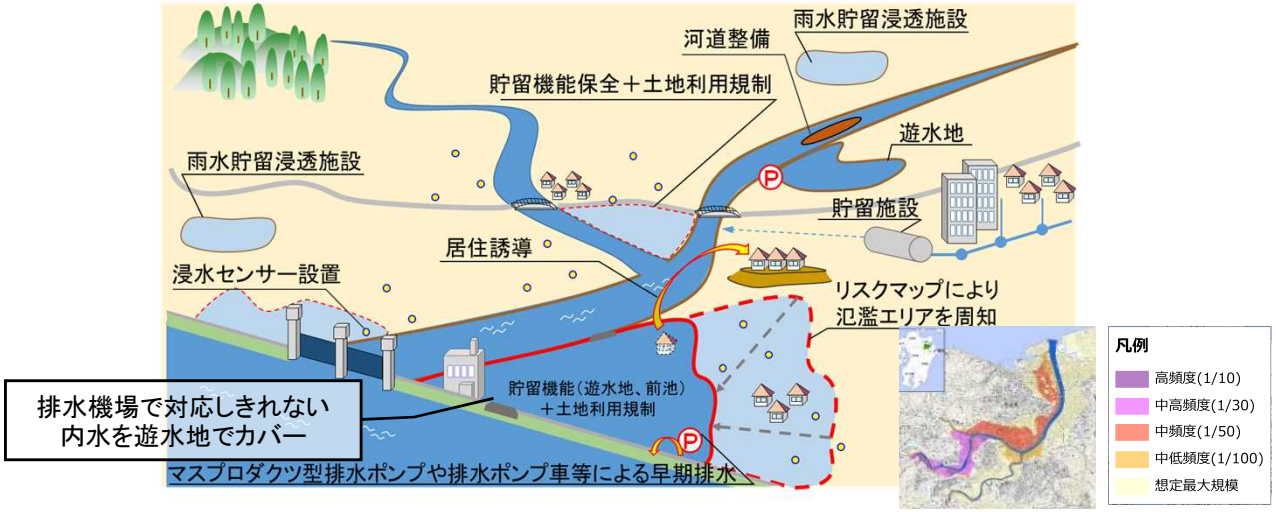

流域全体での流出抑制・被害軽減対策のイメージ

上記の取組に当たっては、特定都市河川浸水被害対策推進事業や下水道浸水被害軽減総合事業等を活用可能（P4, P5, P6に拡充事項）

気候変動リスク開示における民間企業の取組の支援

○ TCFD提言等を踏まえ、企業では気候変動に係るリスク情報の分析・評価および情報開示が急務。
○ 企業の水害等のリスク評価・分析に資するリスク情報の充実や取組支援を通じて、企業の被害最小化の取組みやESG投資の呼び込みを後押し。

※TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）

企業における気候変動リスクの開示

・TCFD提言より企業は気候変動リスクの評価・開示が急務

気候変動から生じるリスク・機会
- 移行リスク：温室効果ガス排出に関する規制強化 既存製品の低炭素技術への入れ替え等
- 物理的リスク：サイクロン、洪水の深刻化・増加 降雨や気象パターンの変化等

気候シナリオを用いた評価 ▶ 経営戦略・リスク管理への反映 ▶ 財務影響の把握 ▶ 財務報告書等での開示

TCFD提言における情報開示の枠組みと評価・開示フロー

国内の制度化に向けた動き

・R4.4月の東証再編後、プライム市場上場企業においてTCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示が義務化
・有価証券報告書へのサステナビリティ情報記載欄が新設予定（R5.3月期より適用開始）されるなど制度化に向けた動きが加速化

企業における物理的リスクの評価

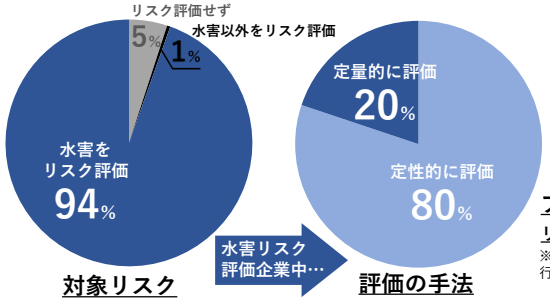

・TCFD開示企業の9割以上が水害のリスクを評価
・うち約2割のみが被害額増等を定量的に評価

プライム企業のTCFD開示（物理的リスク）の状況
※上場企業（約1,800社）のうちTCFDに賛同し開示を行っている全企業を対象（約600社）※R4.9月時点

・企業のESG投資呼込み等には気候変動リスク開示が急務
・国内の企業は、物理的リスクとして「洪水リスク」を重視

関係省庁と連携した企業支援

・物理的リスク評価等に関する適切かつ最新の情報を発信するため、民間企業とのネットワークの場を構築するなど企業の取組を支援

■気候変動リスク産官学連携ネットワーク（R3.9月設置）

主催：環境省　文部科学省　金融庁　国土交通省　国立環境研究所
参加者：気候変動リスク情報（主に物理的リスク）を活用しているコンサル等

＜主な取組み＞
- 気候リスク情報基盤に関する意見交換
- 科学的知見・技術に関する研修
- 研究者との意見交換
- テーマ別ワーキング等を通じた協働

■気候変動リスク開示促進に向けたシンポジウム開催（R4.10.11）

・TCFDの動向や、企業から物理的リスクの開示事例を紹介
・金融機関、投資機関、事業会社等ら約500名が参加（WEB開催）

シンポジウムの開催状況（写真はパネラー）

物理的リスク評価をサポートする「手引き」の作成

■水害リスク情報の充実

・高頻度水害リスク把握のため、浸水頻度毎の浸水範囲を示した水害リスクマップを整備
【対象】全国109一級水系の外水氾濫
【目標】令和4年度内完了
・ハザードマップ等の空白域解消のため、洪水浸水想定区域の指定対象を拡大
【対象】新たに約15,000河川を追加
【目標】令和7年度までに完了

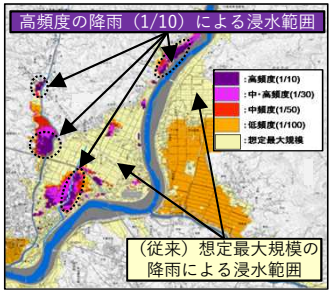

水害リスクマップのイメージ

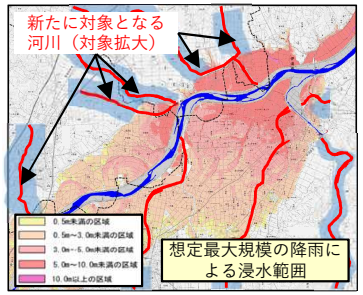

浸水想定区域の指定対象拡大のイメージ（空白域解消）

■物理的リスク評価の手引き

・学識者、企業（金融機関、投資機関等）による『気候関連情報開示における物理的リスク評価に関する懇談会』を設置（R4.12月）、企業の洪水リスク評価をサポートするための手引きを今後作成予定

・物理的リスク評価をサポートする手引き作成や、水害リスク情報の充実等により企業の取組を支援

3. 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進

○ 水害等リスク情報の充実・オープンデータ化や、治水対策の効果等を見える化するデジタルツインの整備等、平時におけるリスクコミュニケーションに活用できるツールを拡充する。

○ 浸水センサ等の観測網を充実させるとともに、流域全体の関係者間で河川やダムの状況、今後の水位予測等の情報共有を図るなど、災害時の円滑な危機管理対応を実現する体制を拡充する。

平時

■リスク情報の充実・オープンデータ化

リスク情報の充実やオープンデータ化を図ることにより、地域のリスクに対する一層の理解を促進する。

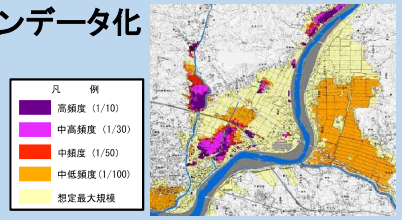

<リスク情報イメージ（水害リスクマップ）>

■対策効果やリスクを見える化するデジタルツインの整備

治水対策の効果やリスクの見える化により、治水対策の想定や地域のリスクについて実感を伴った理解を促進する。

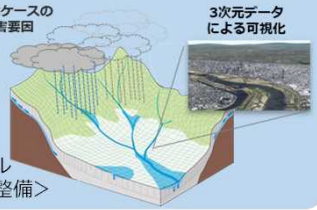

<流域治水デジタルツイン
テストベッドの整備>

■デジタル技術を活用した避難支援

スマホで作成したマイ・タイムライン等を活用したリスクコミュニケーションや個々人に向けた防災情報のプッシュ型配信により、適切な避難行動を促進する。

＜ デジタル技術を活用した
マイ・タイムラインの普及促進 ＞

■伝わりやすい情報発信

市民などの受け手にとって分かりやすい表現による情報発信や、自治体・メディア等との連携により、適切な防災行動を促すなど、防災情報の伝わりやすい発信を促進する。

<防災用語ウェブサイト>

災害時

■センサによる浸水域のリアルタイム把握・情報提供

民間企業等と連携し、流域内の様々な施設等にセンサを設置することにより、浸水情報を収集し、浸水域をリアルタイムに把握・情報提供する。

小型で安価な浸水センサ

<浸水域の把握イメージ>

■予測技術を活用した流域一体での洪水予測・ダム運用の高度化

気象庁とも連携して観測・予測技術を高度化し、流域一体での洪水予測やAIも活用しつつ、ダム運用の高度化を図る。

ダム運用の高度化

予測を活用したダム運用により、治水機能の強化及び水力発電を推進。

洪水予測の高度化

本川・支川が一体となった洪水予測や、長時間先の幅をもった水位予測など予測の高度化により、危機管理対応・避難を支援。

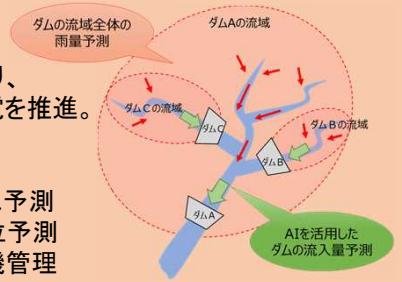

<雨量・流入量予測を活用したダム運用>

■デジタル技術を活用した災害対応等の強化

画像判読により被災規模を自動計測するツールの活用など、TEC-FORCEの活動を効率化する「iTEC」の取組により、被害の全容把握を迅速化。

現地で操作が困難な非常時に備え、排水機場や水門等の遠隔操作化を推進。

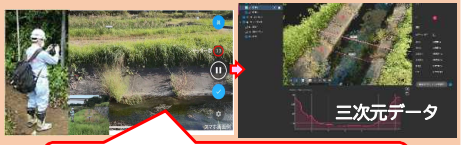

点群データの取得及び動画撮影
⇒自動でクラウドサーバへアップされ、三次元データが作成される

<被災規模自動計測ツール>

流域治水の推進例

＜住民等＞

平時には、分かりやすいツールを活用して地域のリスクや治水対策の想定を把握する機会が増加。**防災意識**が高まる。

災害時には、精度の高い予測情報を活用して**リードタイムを確保**。マイ・タイムラインやリアルタイムの河川情報等を活用して**適切な行動選択**が可能。

＜自治体＞

平時には、リスク情報を活用した計画や見える化ツールを活用した合意形成等、**リスクコミュニケーション**により流域治水を円滑に推進。

災害時には、リアルタイム浸水範囲等、充実した情報に基づく**より的確な危機管理対応**や、被災状況の早期把握による**早期復旧・復興**を実現。

＜河川管理者＞

平時には、見える化ツールを活用した合意形成等、**リスクコミュニケーション**により流域治水を円滑に推進。

災害時には、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための**治水施設等の高度な運用**や、分かりやすい情報発信による**防災行動の促進**、効率的な情報集約による**迅速な災害対応**を実現。

オープンデータによる流域防災DXの駆動

○ オープンデータの推進や仮想空間上の実証実験基盤の提供により、官民連携によるイノベーションを通じて流域防災に資する技術開発を促進し、予測技術、危機管理対応技術の飛躍的な高度化を図る。
○ 併せて、流域の災害リスクや危機管理対応の効果を「見える化」し、平時からのリスクコミュニケーションも推進することで、防災に係るあらゆる主体の自発的な行動を喚起し、流域全体の防災能力の飛躍的な向上を図る。

流域情報等のオープンデータの拡充・安定配信

■「使いやすい」データの提供

地上雨量・水位等異なるデータセット間でデータフォーマットを統一し、二次利用を容易にし、技術開発等への利活用を促進。

■実績データの拡充・UI改良

地上レーダ雨量など、提供データを拡充しつつ、DBのUI改良を行い、データ抽出を容易にし、技術開発等への利活用を促進。

■リアルタイムデータの拡充

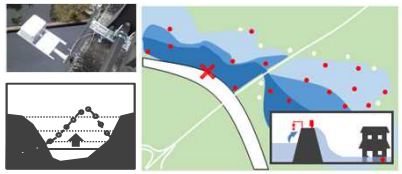

浸水検知・越水検知等、リアルタイム配信のデータを拡充。また、民間等が有する情報のリアルタイム共有の枠組みを構築。

■伝送系の冗長化・合理化

複雑化した既存のシステム系統を合理化し、効率性向上と脆弱性対策を図る。また、併せて冗長化を推進。

■リアルタイムデータの提供

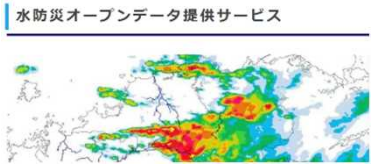

水防災オープンデータ提供サービス等で提供

■実績データの提供

Water Information System
水文水質データベース
国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通データプラットフォーム

水文水質データベース等で提供

流域防災デジタル実証基盤の整備

■流域防災対応を実証するデジタルツインの整備

仮想空間に流域を再現した実証実験基盤を整備。
洪水予測や対策効果の「見える化」等の技術開発を
官民連携によるイノベーションで促進。

技術開発	実用性評価	社会実装
技術の結集 実証実験基盤の下に**官民の技術が結集**しイノベーション促進	同条件で評価 実証実験基盤の下で複数技術の実用性を比較評価	仮想→現場 予測の高度化、対策効果の「見える化」による合意形成

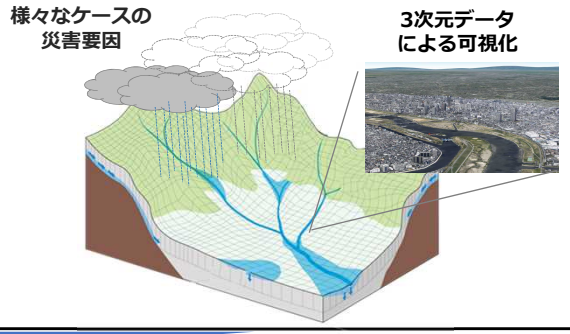

流域防災技術の高度化

■危機管理対応

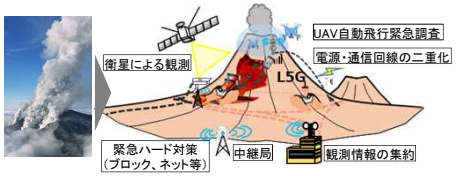

ワンストップによる火山砂防警戒避難支援

■予測

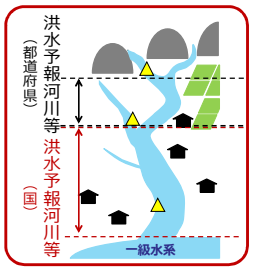

本川・支川が一体となった洪水予測

■リスクコミュニケーション

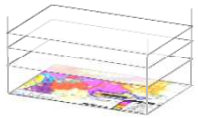

人命・資産
要配慮者利用施設
土地利用・まちづくり　等
×
ハザード情報（水害リスクマップ）
ハード対策の効果

水害リスク等の分かりやすい発信

浸水エリアの3D表示

避難計画の事前登録

防災能力の飛躍的な向上

■市民等による危機管理対応

避難行動を促す民間サービス例

■市町村による危機管理対応

確実な情報に基づく判断

■国による危機管理対応

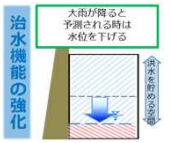

治水施設等の効果的な運用

流域治水ケタ違いDXプロジェクト　内水対策強化

〇デジタル技術や新技術の活用等により、**防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化する「流域治水ケタ違いDXプロジェクト」**を強力に推進。
〇令和4年度（2022年度）中に、安価で長寿命な小型浸水センサや量産品を活用した排水ポンプの現場実証等を実施し、浸水時の緊急対策やリダンダンシー等の災害レジリエンスをケタ違いに高度化・効率化させる。

ケタ違いプロジェクトとは

デジタル技術や新技術の活用等により、インフラの整備・管理を抜本的に転換し、流域治水などの防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化することにより、国民サービスを”桁違い”に向上させるプロジェクト

普及拡大型　これまでとは桁違いに普及拡大を図る取組

技術開発型　これまでとは桁違いに高度化・効率化させる新技術・装置を開発する取組

行政による開発の後押し
- 新技術・装置の開発を誘導するための技術開発目標（リクワイヤメント）・ターゲットプライスの提示
- 民間の投資判断に資するよう、普及規模目標の提示
- 流域治水の現場に導入（社会実装）するためのガイドライン等の提示

ワンコイン浸水センサ普及プロジェクト

普及拡大型

●桁違いのポイント

“安価で長寿命な”小型浸水センサの“普及拡大”

❶安価で長寿命

Before：数万円・耐用年数3年 → After：数百円・耐用年数5～10年

❷センサ普及拡大

Before：小型浸水センサの設置なし → After：浸水常襲地区の民間・公的施設等管理者により多数のセンサを設置

実証実験に用いている3種類の浸水センサ

●プロジェクトの目標と期待される効果

令和4年度は実証実験として約500個の浸水センサを設置し、**概ね5年を目途**に、全国の浸水常襲箇所を中心に**約10,000個を目標としてセンサを普及**させ、**安価な供給を実現し、更なる普及拡大を通じて**、内水等による浸水のリアルタイム把握、浸水時の緊急対策はもとより、浸水後の罹災証明や保険の早期支払い、災害復旧の早期対応など**災害レジリエンスをケタ違いに高度化、効率化**させる。

マスプロダクツ型排水ポンプ普及プロジェクト

技術開発型

●桁違いのポイント

“安価で維持管理が容易な”車両用エンジンを活用したポンプの技術開発

❶安価で維持管理が容易

Before：1m³/sあたり2億円、故障時は修理対応（長時間） → After：1m³/sあたり0.9億円、故障時は代替機と交換（短期間）

マスプロダクツ《mass+products》量産品

車両用エンジンを用いた量産品

❷マスプロダクツ型排水ポンプ技術開発

Before：現地毎の一品生産 → After：次世代の維持管理等の容易性を確保する仕様の標準化、マスプロダクツ化

●プロジェクトの目標と期待される効果

令和6年度までのマスプロダクツ型排水ポンプの現場実証実験を通じた技術開発を推進し、浸水常襲箇所等における**令和7年度からの普及拡大を目指す。**また、**様々な条件下にある既設・新設の排水機場への導入計画を作成し、更なる普及を進め**、整備コスト縮減、故障時の復旧迅速化・リダンダンシーを含むメンテナンス性の向上を図り**災害レジリエンスをケタ違いに高度化、効率化**させる。

浸水常襲地における浸水状況の早期把握による対応強化と浸水の早期解消を実現

洪水予測の高度化（気象庁との連携）

○ 一級水系において、気象庁での雨量予測技術の向上の取組と連携し、流域全体の観測情報を活用することによる、本川・支川が一体となった洪水予測を実施することで、予測精度を向上するとともに、低平地を有する主要な河川では、長時間先（3日程度先）の予測の提供に取り組む。
○河川管理者による災害対応を早期から可能にするとともに、市区町村によるタイムライン防災や広域避難等の判断を支援。

本川・支川が一体となった洪水予測

一級水系において国が都道府県と連携し、本川・支川が一体となった洪水予測を実施し、**予測精度の向上**や**支川等の水位予測**の活用により、**災害対応や避難を支援**。

＜令和7年度から実装予定＞

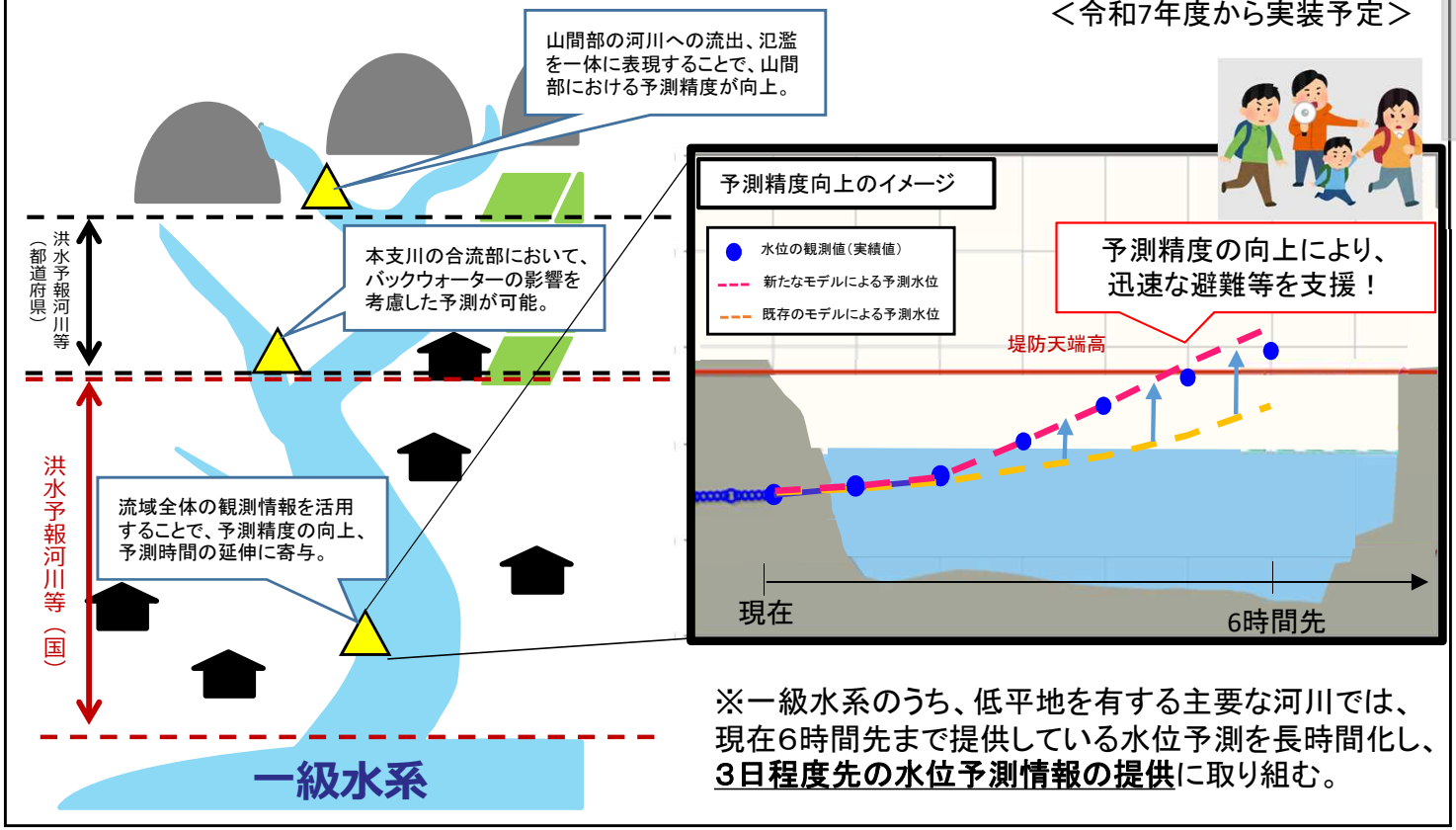

※一級水系のうち、低平地を有する主要な河川では、現在6時間先まで提供している水位予測を長時間化し、**3日程度先の水位予測情報の提供**に取り組む。

着実な災害対応へ活用

予測の精度向上・長時間化により、排水ポンプ車の前進配備等の災害対応の高度化や、予測情報を用いた危機感の共有および会見等を通じた早期の警戒の呼びかけを実現。
さらに、タイムラインを活用した防災を支援。

排水ポンプ車の前進配備

WEB会議による危機感の共有

会見による警戒の呼びかけ

グリーンインフラの取組の深化

○持続可能で魅力ある都市・地域づくりを推進するため、河川全体の自然の営みを視野に入れた多自然川づくりに取り組むとともに、流域へと視点を拡げ、流域のあらゆる区域・関係者において、自然環境が有する多面的な機能と治水対策が両立したグリーンインフラの取組を推進。

・河川内においては、河川環境の現状評価を行う、「河川環境管理シート」を令和5年度迄に全国109水系で作成

・河川と連続した区域においては、自然再生計画等を策定し、霞堤などの貯留機能を有する区域や治水と環境の機能を有する水害防備林の保全・再生を行う

・流域環境の保全・創出を推進するため、TNFD※等の動向を踏まえ、地域資源を利用する企業と地域との連携により、湿地や水田等の土地所有者による生物多様性保全の活動を、民間資金で支える仕組みについて検討

※自然関連財務情報開示タスクフォース

【河川内】

多自然川づくりの高度化

（ネイチャーポジティブ※な流域治水の取組）

※ 生物多様性の損失を食い止め回復

＜河川環境の評価と改善の考え方の具体化＞

○現況の河川環境を保全するとともにできる限り向上

↓

○河川内で相対的に良好な場をリファレンスに設定

↓

○リファレンスとのかい離の程度から河川の環境を評価

河川環境の評価イメージ

環境の相対評価	3	3	3	5	1	2	3	6
良好な場の選定	保全区間							代表区間
	（特徴的な環境）湧水地点や産卵の場など							相対的に良好な環境
環境管理の考え方	原則保全	代表区間を目標に出来る限り向上						原則保全

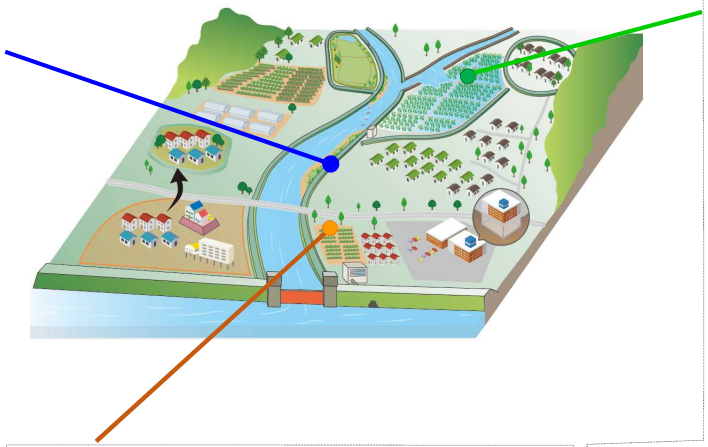

【流域】

民間等による支援の仕組み検討

支援

民間事業者

投資家

地域住民等による取組

【河川と連続した区域】

○水害防備林の保全・再生

水害防備林（久慈川）

【水害防備林の効果予測・分析】

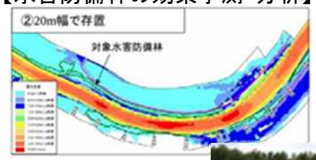

水害防備林に補足された流木

○貯留機能を有する区域の保全・再生

P5より再掲

➢貯留機能保全区域内では、河川管理者により生物の連続した生息・生育・繁殖環境の創出等の環境整備が可能となるよう制度を拡充

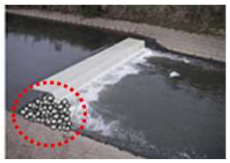

➢魚類の遡上・降下が困難な区域における魚道等の整備

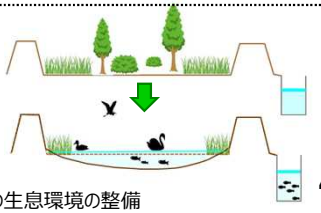

➢水路、湿地等の生息環境の整備

7. 独立行政法人水資源機構

○ 独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。これら建設事業及び管理業務に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融資による資金供給を行う。
○ 第5期中期目標（R4.2.28 関係大臣指示）に基づき、水の安定的な供給の確保を図る。

【 第5期中期目標の概要】

○ 危機的な渇水への対策推進や、「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）の推進
○ 予防保全型インフラ老朽化対策の重点的な推進と、ダム再生や施設改築など事業化の検討
○「質の高いインフラシステム」海外展開のため、関係府省等と連携し、その専門的な技術等を活用して、水資源分野における我が国の事業者の参入促進に関与
○ 専門人材の確保・育成を含む、施設の管理・建設業務、一般事務におけるDX・デジタル化の推進

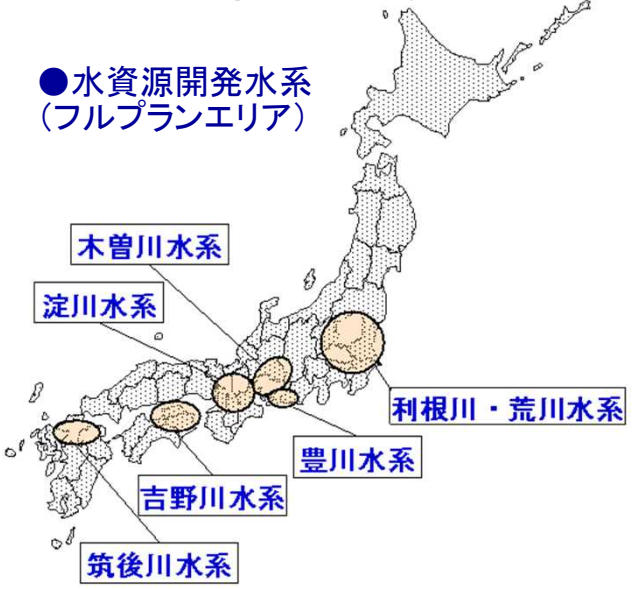

○令和5年度独立行政法人水資源機構予算総括表

（単位：百万円）

区　　分	5年度（A）	前年度（B）	倍　率（A／B）
建設事業及び管理業務	52,376	55,101	0.951

国土交通省所管事業のほか、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管事業の予算を含む。

○令和5年度独立行政法人水資源機構財政投融資計画総括表

（単位：百万円）

区　　分	5年度（A）	前年度（B）	倍　率（A／B）
建　設　事　業	400	1,400	0.286

上記のほか、財投機関債100億円（前年度70億円）がある。

参考

〇令和４年の大雨を踏まえた緊急治水対策プロジェクト ・・・ P.36
〇気候変動を踏まえた今後の河川整備の強化 ・・・ P.37
〇気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更 ・・・ P.38
〇TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の概要 ・・・ P.39
〇近年の世界各国における水災害の発生状況 ・・・ P.40
〇第４回アジア・太平洋水サミットの結果概要／熊本水イニシアティブ（概要） ・・・ P.41
〇緊急自然災害防止対策事業債（河川に係る事業） ・・・ P.43
〇水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり ・・・ P.44
〇越水に対して「粘り強い河川堤防」の技術開発／高台まちづくりの推進 ・・・ P.45
〇応急工事における河川排水機能の強化 ・・・ P.47
〇林野部局との連携による流域流木対策の推進 ・・・ P.48
〇水害リスク情報の活用／ハザードマップのユニバーサルデザイン化 ・・・ P.49
〇下水汚泥資源の肥料利用の促進 ・・・ P.51
〇河川上空でのドローン物流の社会実装の促進 ・・・ P.52
〇河川防災ステーションの更なる活用による地域活性化の推進 ・・・ P.53
〇地下水の適正な保全と利用の推進 ・・・ P.54
〇政府方針、予算推移等 .

【参考】気候変動を踏まえた今後の河川整備の強化　水系一体の河川整備計画

○気候変動の影響による降雨量の増大を踏まえ、流域全体の早期の治水安全度向上を図るとともに、計画規模を超える洪水（超過洪水）に対しても可能な限り被害を軽減する取組の推進が必要であることから、**気候変動に対応した河川整備基本方針の改訂を速やかに実施**。

○下流から行う堤防整備や河道掘削の強化に加え、上流・支川における遊水地や霞堤の保全、利水ダムの事前放流や内水対策等を盛り込む、**本川・支川・上下流一体となった流域治水型の河川整備計画の改訂を推進**。

現在の河川整備の基本的な考え方

■上下流バランスに配慮しながら、順次、下流から堤防整備や河道掘削を行うとともに、ダム、遊水地等の整備を実施

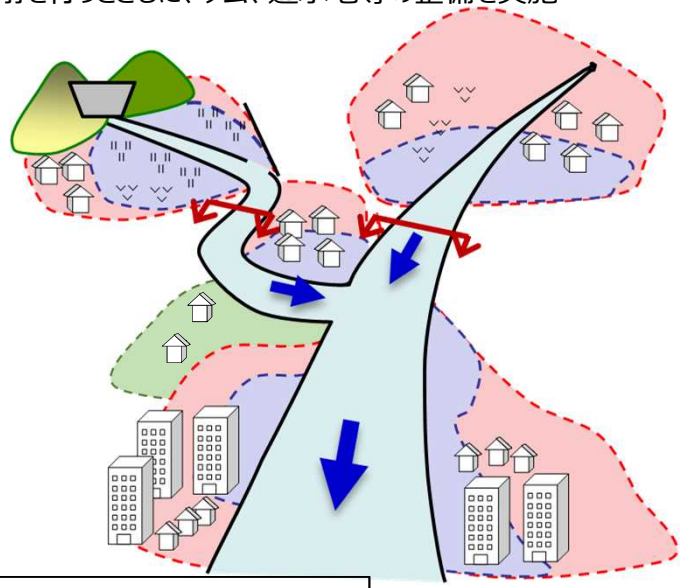

気候変動による降雨量の増大に対応した河川整備の展開

流域治水型の河川整備（具体イメージ）

水災害の危険性が高い地域の河川は特定都市河川の指定を推進

水系全体での河川整備の加速化

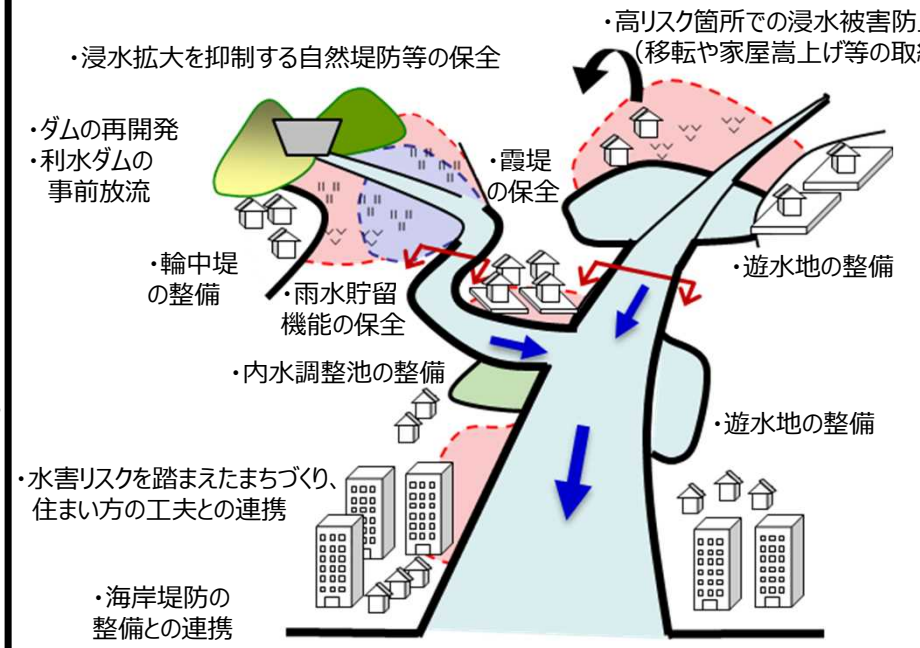

上流・支川での河川整備・洪水貯留等の推進

下流側の河川整備の推進

水系一体の河川整備計画の改訂

気候変動を踏まえた河川整備基本方針の改訂を速やかに実施するとともに、流域治水型の河川整備の考え方を反映した河川整備計画の改訂を推進

河川整備計画の既存の取組に追加して、既存施設の機能強化も含めた遊水地整備、既設ダムの洪水調節機能強化、総合的な内水対策等を強力に推進。また、河道拡幅や遊水地整備等のための土地確保が困難な都市部等における地下空間の活用検討や、越水に対する河川堤防の強化を推進。

【参考】気候変動を踏まえた河川整備基本方針への変更（十勝川水系・阿武隈川水系）

○気候変動による降雨量の増大を考慮して、一級水系の河川整備基本方針（以下、「方針」という。）の見直しを実施。令和4年度は十勝川・阿武隈川の方針を見直し。
○長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を引き上げるとともに、河川利用や環境などを考慮した河道づくり、沿川の土地利用と一体となった遊水機能の確保や遊水地整備、上流部や支川における霞堤の保全、水田貯留の普及・拡大など、流域治水の取組を推進する方向性を提示。
○引き続き、全国の水系において方針の見直しを推進。

＜十勝川水系（令和4年9月9日変更）＞

河川利用や環境などを考慮した河道づくり

増大する流量に対して、河道掘削により断面を確保（サケ等の遡上環境の保全や河川利用などに配慮）

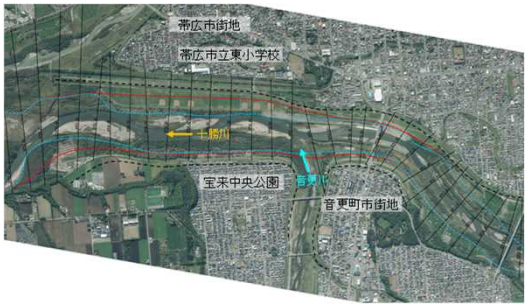

帯広市街部などで河道掘削を実施

ダムによる洪水調節

流域内の既存ダムの活用を図るとともに洪水調節施設を整備し、基本高水に対し洪水防御を図る

帯広地点

ピーク流量

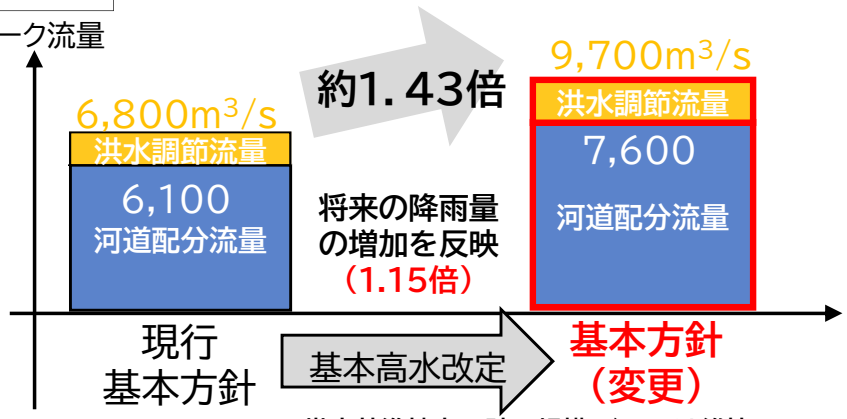

※帯広基準地点の計画規模1/150は維持

＜阿武隈川水系（令和4年9月9日変更）＞

沿川の土地利用と一体となった遊水機能の確保や遊水地整備

中上流部における貯留・遊水機能の向上を目指し、遊水地等の洪水調節施設を整備することで早期の安全度向上を図りつつ、基本高水に対し洪水防御を図る

浜尾遊水地（既設）

遊水地群（事業中）

福島地点

ピーク流量

※福島基準地点の計画規模1/150は維持

【参考】TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の概要

※TEC-FORCE（Technical Emergency Control FORCE）：緊急災害対策派遣隊

＜TEC-FORCE※による災害対応＞

○大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動。

○TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。

○南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和4年4月には隊員数を約15,000人に増強（創設当初約2,500人）。ドローン等のICT技術の活用や、排水ポンプ車等の資機材の増強など、体制・機能を拡充・強化。

TEC-FORCEの活動内容

災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査

【 令和元年 東日本台風】
（長野県長野市上空）

被災映像の共有

【 令和3年7月1日からの大雨 】
（島根県飯南町）

被災状況の把握

【 令和2年7月豪雨 】
（熊本県五木村）

自治体への技術的助言

【 令和3年7月1日からの大雨 】
（静岡県熱海市）

市町村へのリエゾン派遣

【 令和4年福島県沖を震源とする地震 】
（福島島南相馬市）

排水ポンプ車による緊急排水

【 平成30年7月豪雨】
（岡山県倉敷市真備町）

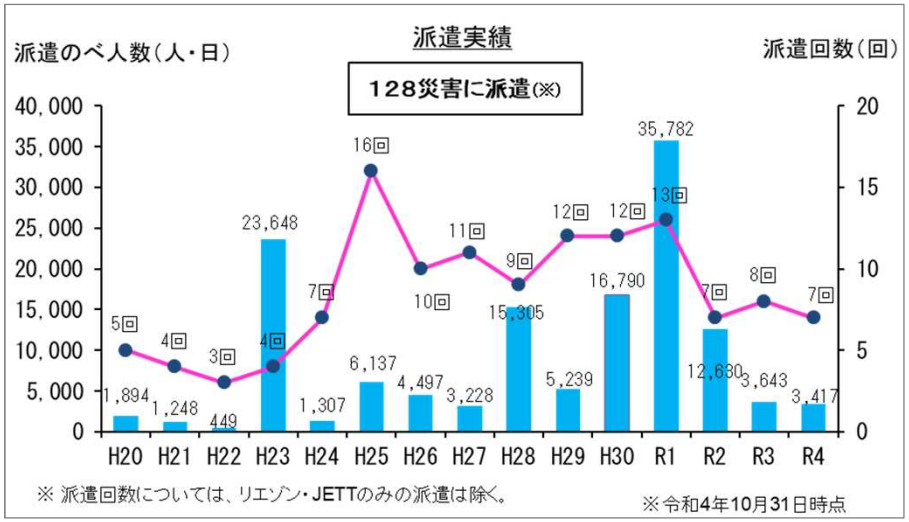

【参考】緊急自然災害防止対策事業債（河川に係る事業）

総務省による措置

○ 近年、災害が激甚化、頻発化する中、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、総務省と国土交通省が協調して支援を実施中。
※令和3年度から「流域治水対策」を対象事業に追加。

【事業期間】
令和3年度～令和7年度（5年間）

【事業費】
4,000億円

【地方財政措置】
充当率：100% ／ 交付税措置率：70%

【対象事業】
緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、実施される地方単独事業

○ 河川改修（国庫補助の要件を満たさない事業）

＜対策のイメージ＞

河道掘削

護岸整備

○ 流域に関する対策

＜対策のイメージ＞

雨水貯留浸透施設の整備、改良

排水施設の整備

河川監視カメラの整備、改良

水位計の整備、改良

【参考】水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり （浸水被害防止区域に係る制度）

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

➢ 水災害の危険性の高い地域を示す

○従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当資料の水害リスクマップは床上浸水相当（50cm以上）の浸水が発生する範囲を示しています（暫定版）
※凡例の（ ）内は確率規模を示しており、これは例示です

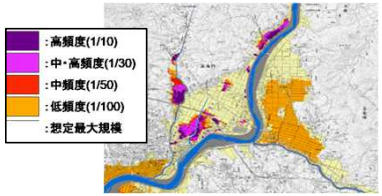

水害リスクマップの例

➢ 水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

○災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止（R4.4～）

○災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする（R3年度※～）
※厚生労働省予算

○災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外（R3.10～）

➢ 水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

○浸水被害防止区域（災害レッドゾーンの1つ）制度を創設（R3.11～）
住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入

○既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（R4年度～）

➢ 水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

○被災前に安全な土地への移転を推進
－居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用（R3.11～）

※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担
（地方財政措置含む）

－個別住宅を対象とした移転を支援（R4年度～）

－防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化（R5年度～）

居住を避ける取組

開発の原則禁止
○ 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化
○ 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞

（参考）災害レッドゾーン
- 浸水被害防止区域（R3.11施行）
- 災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- 土砂災害特別警戒区域
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

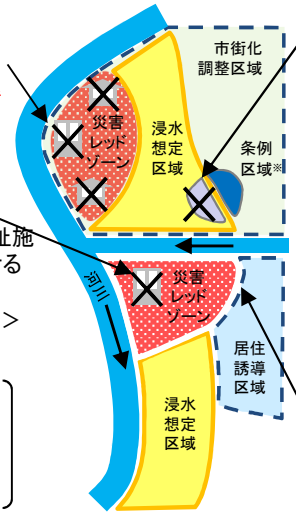

市街化調整区域内の開発許可の厳格化
○ 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

（参考）災害イエローゾーン
- 浸水想定区域
（土地利用の動向、浸水深（3.0mを目安）等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
- 土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外
○ 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）
○ 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
－住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
－住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）
○ 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加 ＜R4年度予算より＞

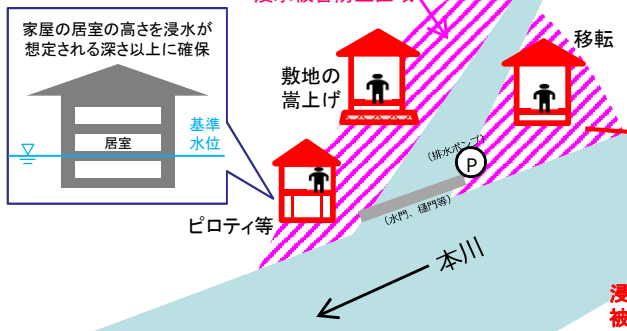

被災前に安全な土地への移転を推進
（防災集団移転促進事業）
○ 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加 ＜R3年度予算より＞
○ 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進 ＜R5年度予算より＞

（がけ地近接等危険住宅移転事業）
○ 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加 ＜R4年度予算より＞
○ 除却等費に係る補助限度額を拡充 ＜R5年度予算より＞

（都市構造再編集中支援事業）
○ 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化 ＜R5年度予算より＞
※防災指針に即した災害リスクの高い地域

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

【参考】越水に対して「粘り強い河川堤防」の技術開発

○ 河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防（以下、粘り強い河川堤防）の技術開発を進めている。
○ 第三者機関を設置し、民間企業等の技術の公募や技術提案の評価を行うとともに、選定された工法についてパイロット施工や小規模試験施工等を実施する予定。

現状と課題

【現状と課題】
○令和元年台風第19号で堤防決壊した142箇所のうち122箇所（86%）は越水が主要因
○令和2年8月「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会」報告書では
・緊急的・短期的な取組として、粘り強い河川堤防を危機管理対応として実施すべき
・現時点では、越水時の効果に幅や不確実性を有し、設計できる段階には至っていない
・今後の取組として、関係業界団体等と共同で研究・開発する体制構築が必要
等の提言

［東日本台風による被災要因］
○決壊の主要因は越水

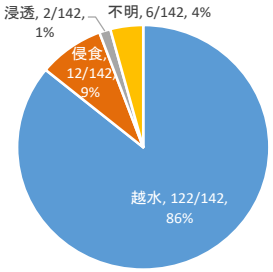

［緊急的・短期的な取組］
○令和3年度以降、15河川でパイロット施工を実施中

※水位低下対策を図ることが困難な区間

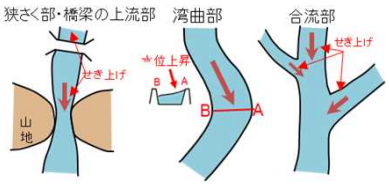

［研究・開発を行う体制の構築］
○令和4年5月に「河川堤防の強化に関する技術検討会」を設置

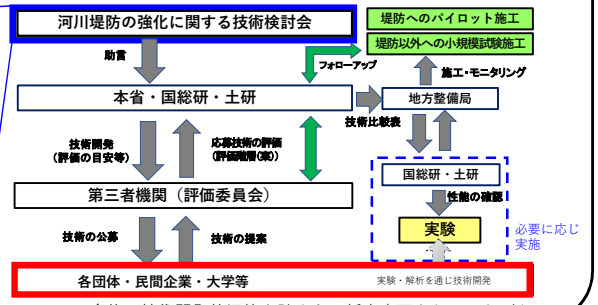

※今後の技術開発状況等を踏まえ、将来変更されることがある

「粘り強い河川堤防」の技術開発

【技術開発の対象構造】
技術開発の対象とする構造は以下を想定
○表面被覆型
○自立型
○その他構造

［表面被覆型の例］

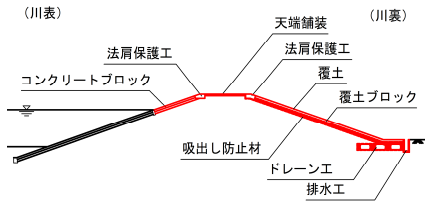

【技術提案で求める性能】
○既存の堤防の性能を毀損しないこと
○越水に対する性能を有すること
「越流水深30cmの外力に対して、越流時間3時間」（評価の目安）

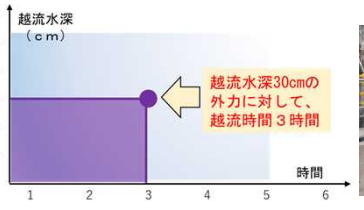

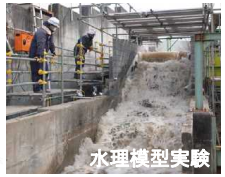

○民間企業等の技術の公募を予定
・求める越水性能や公募条件を提示
・技術提案の評価を第三者機関で実施
・パイロット施工や小規模試験施工を予定
・施工後の変状をモニタリング実施予定

［施工後モニタリングのイメージ］

［技術開発のスケジュール］

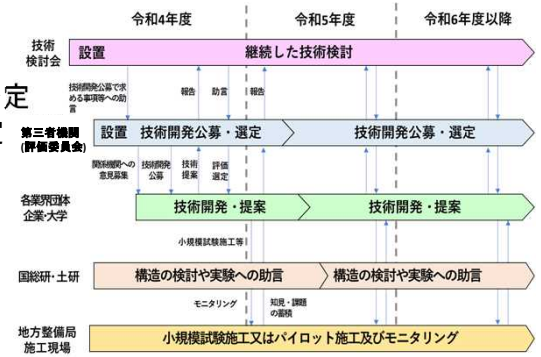

※技術提案回数（公募・応募）や期間等については今後検討
※今後の検討の進捗状況に応じて変更の可能性がある

【参考】高台まちづくりの推進

○ 高規格堤防整備事業については、土地区画整理事業等の様々なまちづくり手法と連携し、地域の高台形成や良好な都市環境形成のニーズを踏まえた実施方法等を検討することにより整備を加速。
○ 「災害に強い首都東京形成ビジョン」に基づき、令和4年度より、モデル地区において都・区等と検討の場を設け、中高層の建築物や高台公園・高規格堤防をつなぎ避難経路を確保する「高台まちづくり」の具体化を推進。

①高規格堤防事業の加速化

高規格堤防整備事業における、土地区画整理事業との連携を加速するため、令和4年度よりモデル地区で検討・試行を行う。

（検討予定の内容の例）

- 地方自治体の要望を踏まえ、法手続きを経た事業予定区域の明示と、自治体等と連携し、種地を活用した整備スキームの検討
- 新たな費用負担方法（住民の移転補償費等を河川管理者が負担する等）
- 川裏法面の宅地利用の推進等による住民負担の軽減

②高台まちづくりの推進

- ゼロメートル地帯などの広範囲で長期間の浸水が想定される地域における高台まちづくりの加速化のため、令和4年度よりモデル地区において、都や区などの関係者との検討の場を設定
- 緊急時の避難ルート・避難場所を確保するために短期・中長期で取り組む施策をとりまとめる

②高台まちづくりの推進

＜東京都江戸川区における高台まちづくりの検討例＞

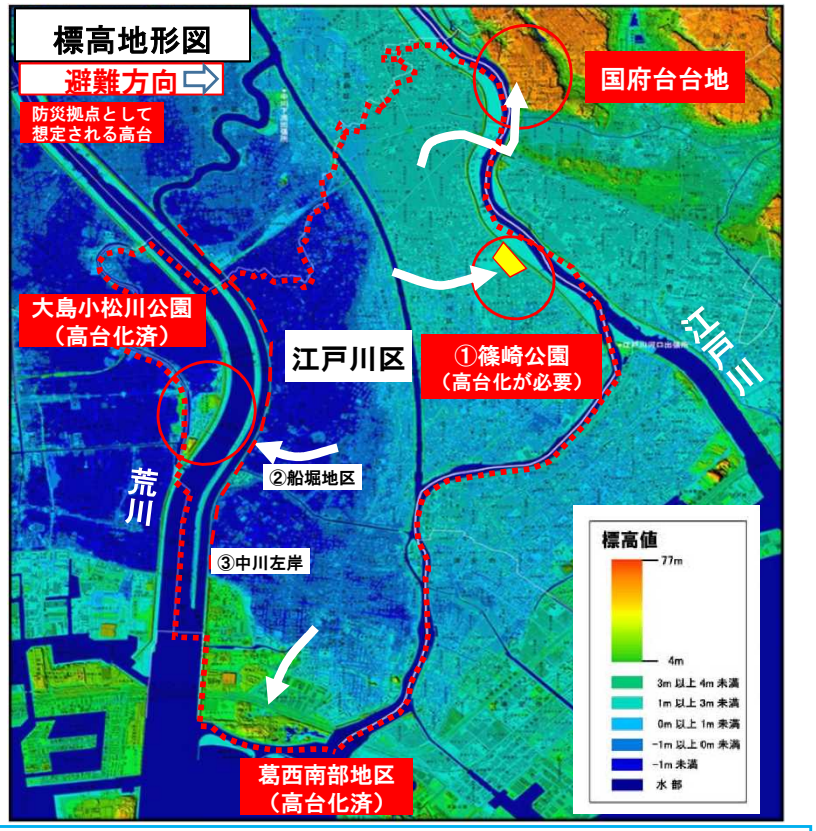

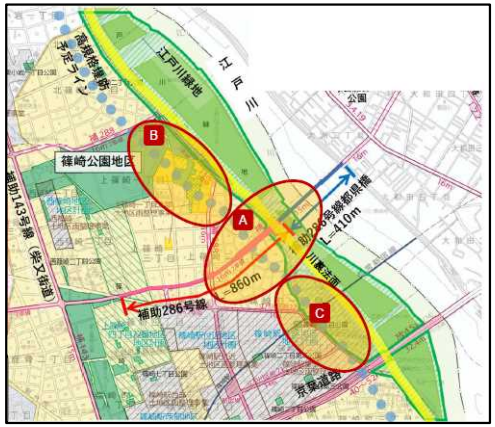

①篠崎地区周辺の高台まちづくりの検討（高規格堤防事業等）

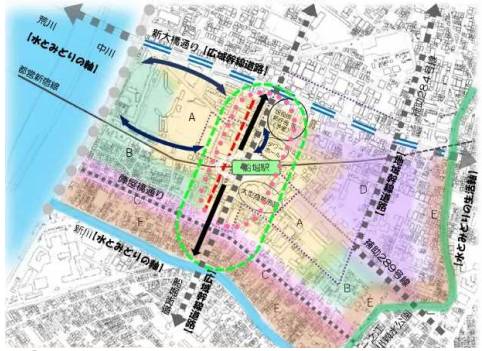

②新庁舎建設に合わせた船堀地区の高台まちづくりの検討
（一団地の都市安全確保拠点施設等）

③中川左岸（荒川並行区間）における高台まちづくりに向けた堤防整備方策の検討

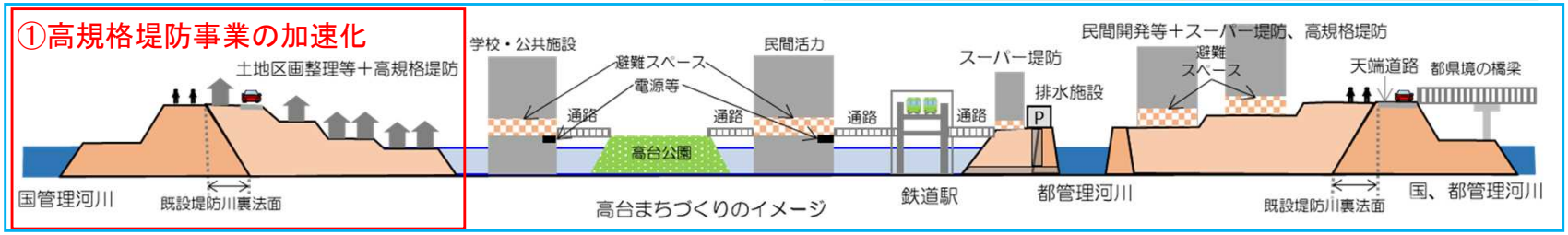

【参考】応急工事における河川排水機能の強化

○気候変動の影響により全国各地で河川の氾濫による堤防決壊や雨水出水により浸水被害が頻発。断続的に続く降雨や次期出水に向け、早期の浸水解消、応急復旧が必要。

○応急工事については自然流下により浸水が解消された後に着手している状況や浸水箇所周辺に河川排水機場が存した場合でも、施設の排水能力を超える又は浸水により機能が停止するなどのため、自然流下での浸水解消を待つ状況が発生。

○早期の応急工事着手を可能とするよう可搬式排水ポンプなどにより排水機能の強化が必要。

堤防決壊や雨水出水よる浸水

令和４年８月３日からの大雨等による被害（青森県山田川）

下野排水機場

令和３年８月の大雨による被害（佐賀県西田川）

考え方

■堤防決壊を防止する工事の施行のために浸水を解消させる仮排水工事について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱「第九の一　二」を適用し、災害復旧事業（応急工事）により実施することが可能。

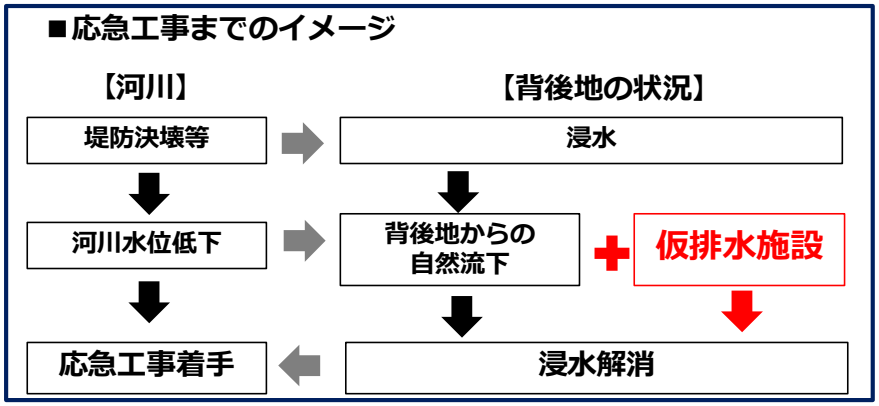

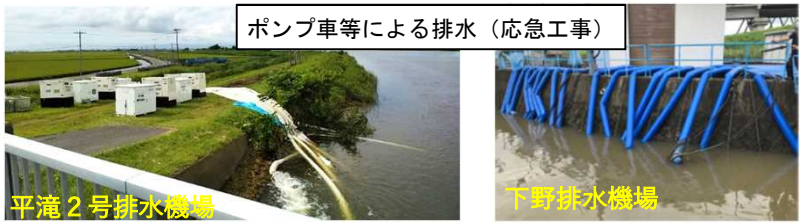

【参考】林野部局との連携による流域流木対策の推進

○ 効率的、効果的な流木対策のため、林野部局と連携し、流域全体で一体的に流木対策を実施する必要がある。
○ 流木発生ポテンシャル調査を実施したうえで、流木発生の抑制や流木の捕捉・処理に係る統一の計画を策定、計画に基づき林野・砂防の両部局が連携して流木対策を実施することにより、流木被害を防止・軽減する。

従来のまでの連携と連携強化に向けた取り組み

○連携強化に向けた取り組み

①従来の連携を発展させて、「流域流木対策」を実施するための「流域流木対策実施要領」を通知（林野庁、砂防部 R4年1月）。
②個別補助事業「大規模特定砂防等事業」を拡充（R4年4月）し、事業メニューに流域流木対策計画に基づく流木対策を追加。

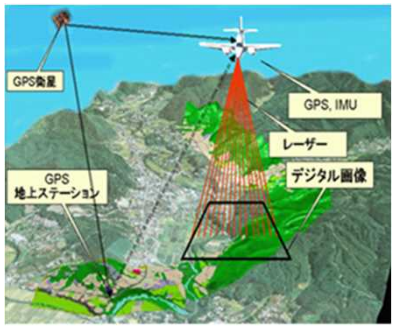

流木発生ポテンシャル調査のイメージ

○流域流木対策の始動

令和４年度より、北海道美瑛町に位置する美瑛川における直轄砂防事業において、林野庁と協働で策定した流域流木対策計画に基づく流木対策を開始。

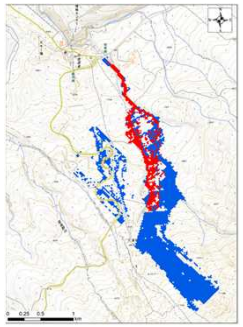

治山施設による効果や樹木の生長も考慮して発生流木量を検討

流木化する立木
流木化しない流木

治山事業範囲における流木発生量に関する検討

流域流木対策の拡大

○流域流木対策の効果

美瑛川における直轄砂防事業では、治山事業を考慮した流木対策必要量の再検討を実施。

治山事業を考慮したことにより、対策が不必要となった流木量 ＝ 約１万２千㎥※
※発生流木量の約20%

治山事業を考慮することにより、事業費の縮減と、事業期間の短縮が図られ、早期の安全確保が可能となる。

○都道府県事業における流域流木対策の展開

令和２年７月豪雨で甚大な被害が発生した熊本県山江村に位置する万江川にて、治山事業と連携し、流域流木対策計画の策定に向けて検討中。

砂防事業対象流域

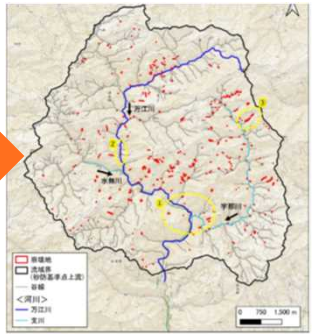
上流にて多数発生している斜面崩壊

今後、更なる拡大に向けて、実績の横展開を図るとともに、林野庁との定期的な意見交換を実施。

【参考】水害リスク情報の活用（水害リスクマップ）

○ 浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した水害リスクマップ（浸水頻度図）について、防災まちづくりを推進する地域における対策検討の充実に資するよう、外水に加え内水も考慮した水害リスクマップを作成。
○ 水害リスクマップのベースとなっている多段階の浸水想定図をオープン化するとともに、床上浸水の可能性など、実感が得られやすい形で表示・提供し、情報の利活用を推進。

防災まちづくりにおける水害リスク情報の活用推進

防災まちづくりを推進する市町村等を対象に、外水に加え内水も考慮した水害リスクマップを作成の上、治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用を推進することで、水害リスクの高い地域を避けた居住誘導や、浸水に対する住まい方の工夫等を促進。

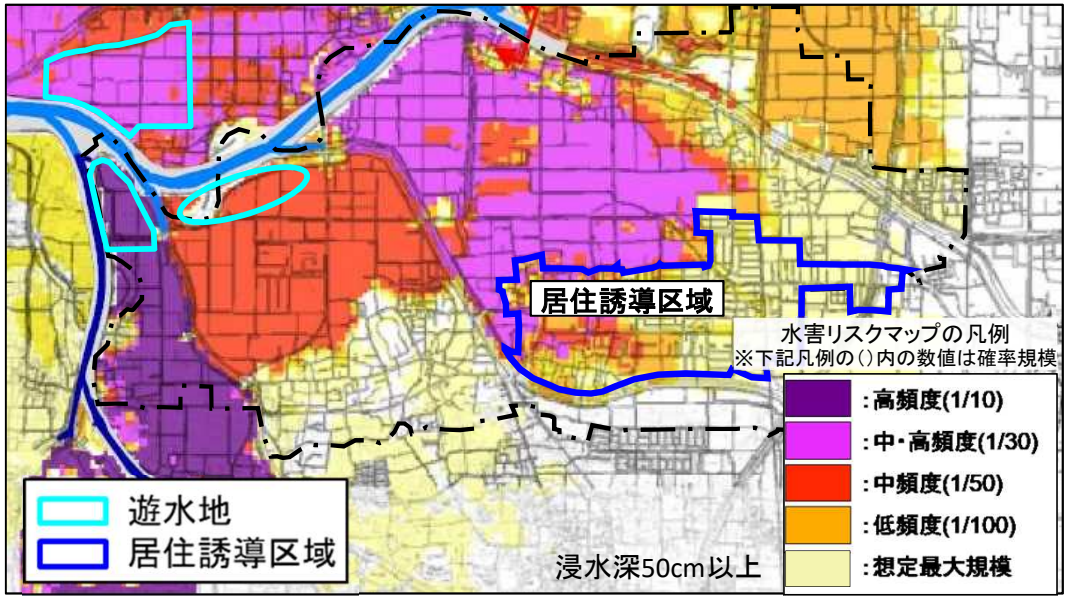

水害リスクマップを活用した防災まちづくり検討イメージ

令和4年12月に全国の国管理河川の水害リスクマップと多段階の浸水想定図をまとめたポータルサイトを開設

水害リスク情報の見える化

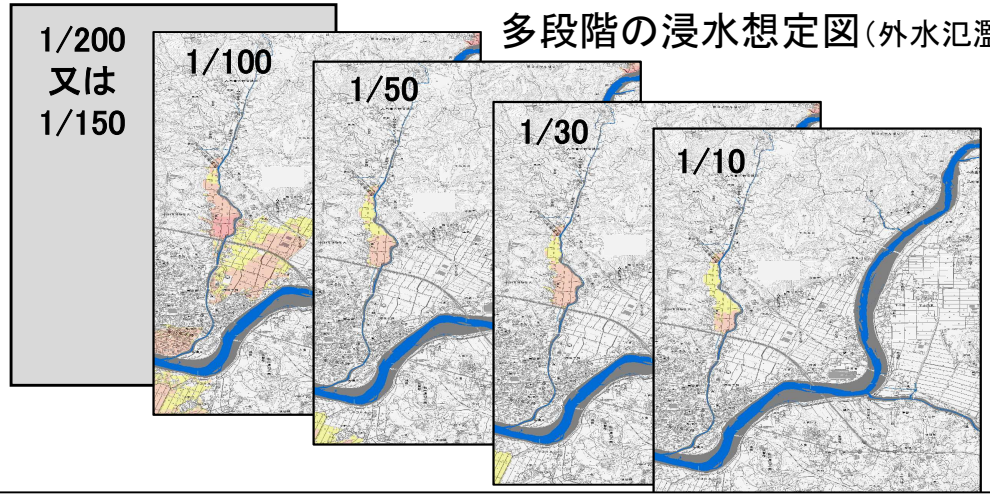

多段階の浸水想定図（外水氾濫）

令和5年度よりオープンデータ化に着手し、民間等の様々な主体における利活用を促進

実感が得られる形で見える化

床上浸水の確率（支川等氾濫）	床上浸水の確率（本川＋支川等氾濫）	2階以上浸水の確率（本川＋支川等氾濫）

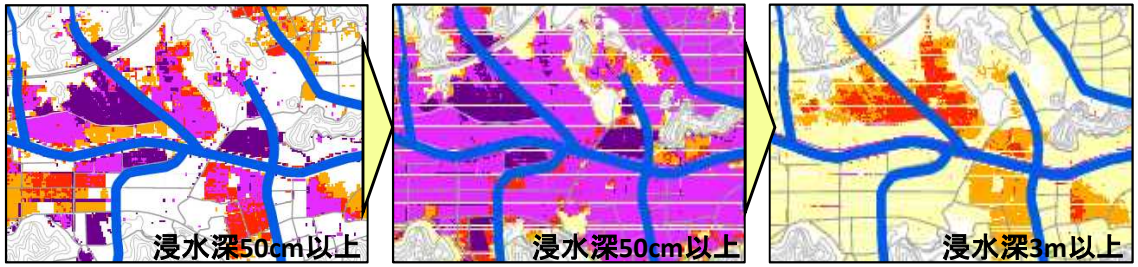

水害リスク表示のイメージ

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令 和 ５ 年 ３ 月 １３ 日
水管理・国土保全局河川計画課

気候変動を考慮して多摩川、関川の長期計画を変更しました
～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、多摩川水系および関川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

気候変動の影響を考慮した一級水系の河川整備基本方針の変更は、令和3・4年度に変更した新宮川、五ヶ瀬川、球磨川、十勝川、阿武隈川の5水系に続き、今回の変更で7水系になります。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

＜河川整備基本方針変更の主なポイント＞

- 将来の降雨量の増加を見込んだうえで、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。

多摩川水系	石原地点	既定計画 8,700m3/s	→	今回変更 10,100m3/s
関川水系	高田地点	既定計画 3,700m3/s	→	今回変更 4,000m3/s
支川保倉川	松本地点	既定計画 1,900m3/s	→	今回変更 2,100m3/s

※この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。

- 多摩川においては、
  - 治水・環境・利用が調和した川づくり
  - 高規格堤防による超過洪水対策
  - 下水道施設の浸水対策、流域による雨水貯留の取組等の内水対策

  関川においては、
  - 保倉川放水路の追加対策（拡幅等）
  - 水田貯留の普及・拡大
  - 水害リスクを踏まえた土地利用・立地の誘導

  など、流域治水の取組を推進する方向性を提示しています。

＜関係資料の掲載先について（国土交通省ウェブページ）＞

・「多摩川及び関川水系河川整備基本方針」の本文
https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

・社会資本整備審議会での審議経過
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】 水管理・国土保全局　河川計画課　河川計画調整室
課長補佐　　吉井　拓也　（内線：35372）
係員　　岡安　龍一　（内線：35374）
代表：03(5253)8111　直通：03(5253)8445

気候変動を踏まえた「多摩川水系河川整備基本方針」 変更の概要

○長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を基準地点石原において、8,700m3/sから10,100m3/sに変更（約1.2倍）し、この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
○洪水外力の増大や治水に対する流域の意識の高まりも踏まえつつ、環境・利用の確保や改善も図る河道計画を検討。流下能力を確保する河道掘削は、環境・利用との調和を極力考慮して行うとともに、局所的に生じる環境・利用への影響は、空間配置の見直しを含めて検討し、治水・環境・利用が調和した川づくりを目指す。
○高規格堤防の整備等の超過洪水対策や、下水道施設による浸水対策や流域の雨水貯留の取組等による内水対策等、流域治水を推進する方向性についても提示。

流域図

河道と洪水調節施設等の配分流量

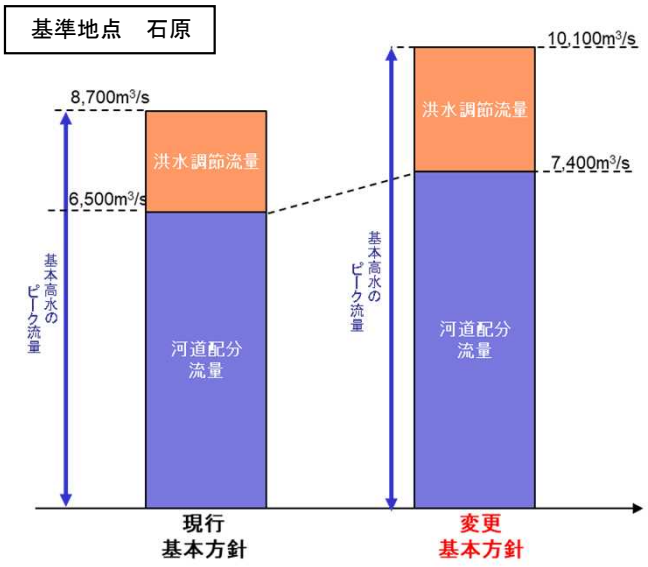

※基準地点　石原の計画規模1/200は維持

■洪水調節施設等については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的取り組み状況を踏まえ、具体的な施設配置等を今後検討していく。

治水・環境・利用を踏まえた河道配分

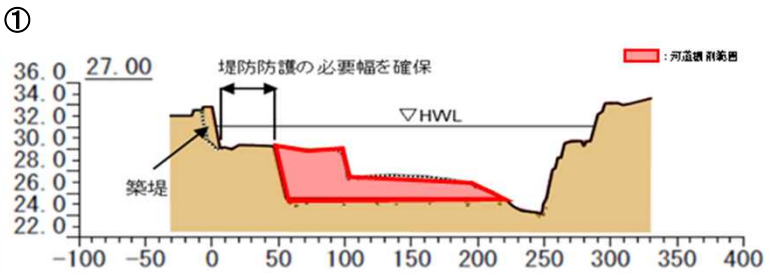

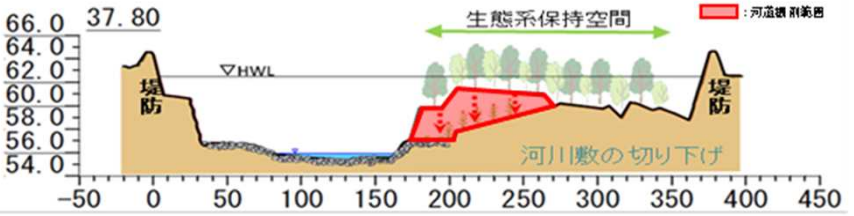

①アユ等の遡上環境や掘削による再堆積にも配慮しながら、公園として利用されている高水敷の一部掘削を想定し、低水路幅を拡幅。河道掘削が利用に与える影響も踏まえ、利用形態が一部変わることも含め、多摩川全体で望ましい河川空間の確保を図っていく。
②アユ等の遡上環境や礫河原の保全に配慮した、平水位以上の高水敷掘削により、断面の確保が可能。河道掘削により礫河原の創出等、悪化しつつあった自然環境の改善につながるよう工夫を図っていく。

超過洪水対策

■高規格堤防の整備（戸手地区の例）

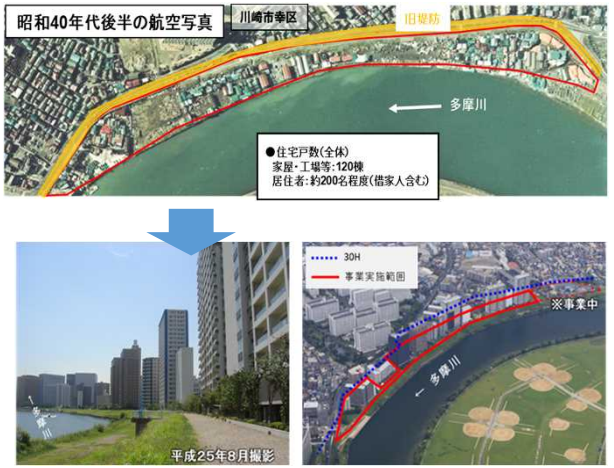

内水対策

■下水道施設による浸水対策
・都市浸水対策の強化（下水道浸水被害軽減総合事業の拡充等）

■流域の雨水貯留機能の向上
・流域の関係者による雨水貯留浸透対策の強化（貯留機能保全区域の創設、雨水貯留浸透施設整備の支援制度の充実）
・森林整備、治山対策
・雨水貯留浸透施設の整備（民間企業等による整備、未活用の国有地の活用）

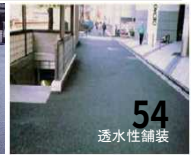

気候変動を踏まえた「関川水系河川整備基本方針」 変更の概要

○長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を次の通り変更し、河道と洪水調節施設等に配分
　関川　　高田地点：3,700m3/s⇒4,000m3/s（約1.1倍）
　支川保倉川　松本地点：1,900m3/s⇒2,100m3/s（約1.1倍）
○関川本川では、洪水調節施設として遊水池、既設ダムの再開発による貯留の効果発現が期待でき、保倉川では、放水路の追加対策（拡幅等）が実現可能かつ早期の効果発現が期待できるため、これにより基本高水の流量増加分を処理。
○水田の雨水貯留による流出抑制の取組拡大や、水害リスクを考慮した土地利用や立地の誘導等の水害に強い地域づくりの取組等の流域治水を推進する方向性についても提示。

流域図

河道と洪水調節施設等の配分流量

洪水調節施設等については、流域の土地利用や雨水の貯留・保水遊水機能の今後の具体的取り組み状況を踏まえ、具体的な施設配置等を今後検討していく。

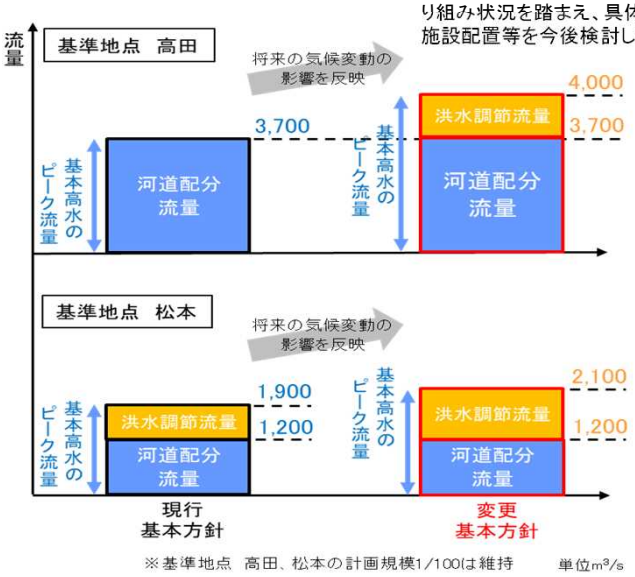

※基準地点　高田、松本の計画規模1/100は維持　　単位m³/s

関川本川・保倉川の治水対策案

基本高水流量増加分を、
関川本川は、遊水池と既設ダム再開発による貯留で処理。
保倉川では、放水路での追加対策で処理。

遊水地、既設ダムの再開発等による貯留

・ダム再開発や遊水地は、技術的検討や関係者との調整は必要であるが実現可能性あり。

遊水地事例（新潟県見附市・刈谷田川）
H23新潟福島豪雨時
※出典：新潟県WEBサイト

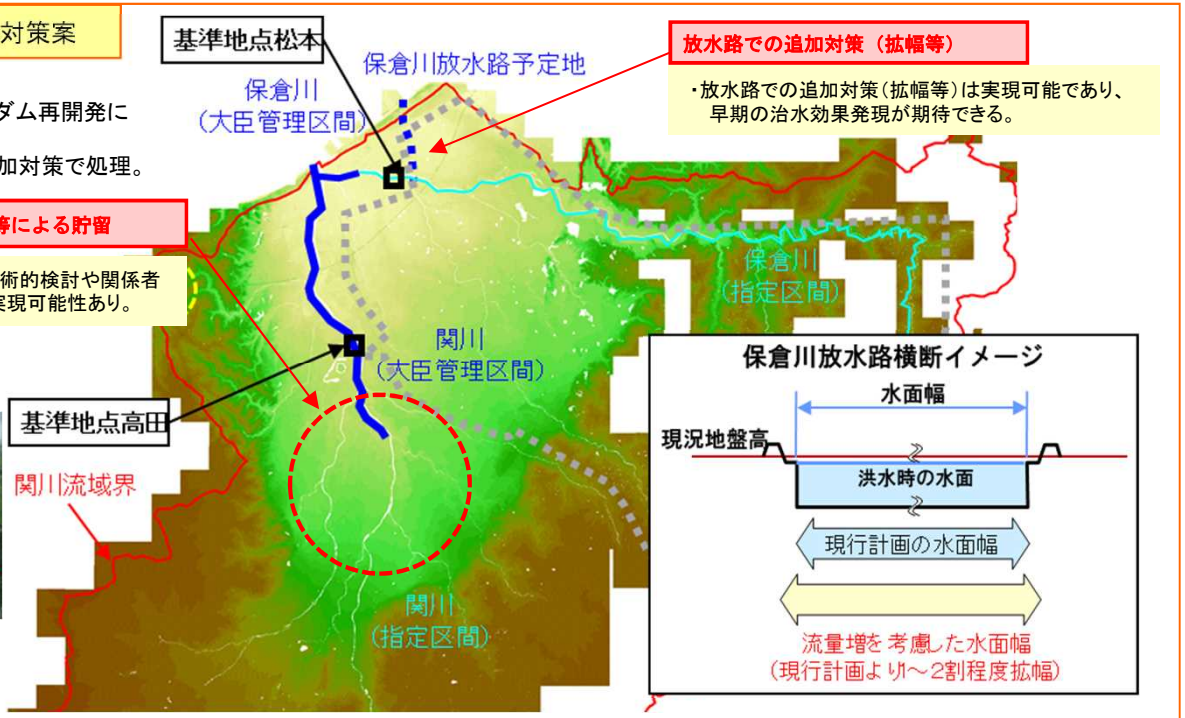

放水路での追加対策（拡幅等）

・放水路での追加対策（拡幅等）は実現可能であり、早期の治水効果発現が期待できる。

水田への雨水貯留による流出抑制

関川・保倉川流域は古くから稲作が盛んである。平成19年度より、田んぼに水位調節機能を持たせ、一時的に貯留させることなどにより河川や水路の急激な水位上昇を軽減させる田んぼダムの取組を実施している。

■田んぼダムの活動組織、取組面積（令和３年度末現在）

流域	活動組織（組織）	取組面積（ha）
関川	9	277.95
保倉川	27	948.26
合計	36	1,226.21

田んぼダムの取り組みを看板でＰＲ
（上越市三和区・川浦環境保全会の事例）

田んぼダム排水口の例
（排水口にゲートを設置）

水害リスクを踏まえた土地利用・立地の誘導

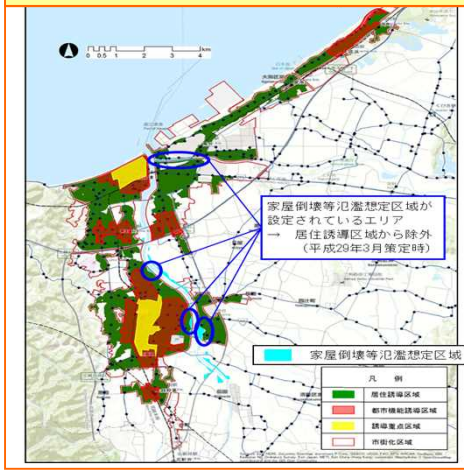

流域の上越市、妙高市では、地区毎の浸水リスクを踏まえて立地適正化計画における居住誘導区域を設定するとともに、防災対策・安全確保策となる「防災指針」の検討を予定

上越市立地適正化計画
（令和3年7月変更）抜粋

気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更　実施状況

：気候変動を踏まえた
基本方針の見直しを行った水系

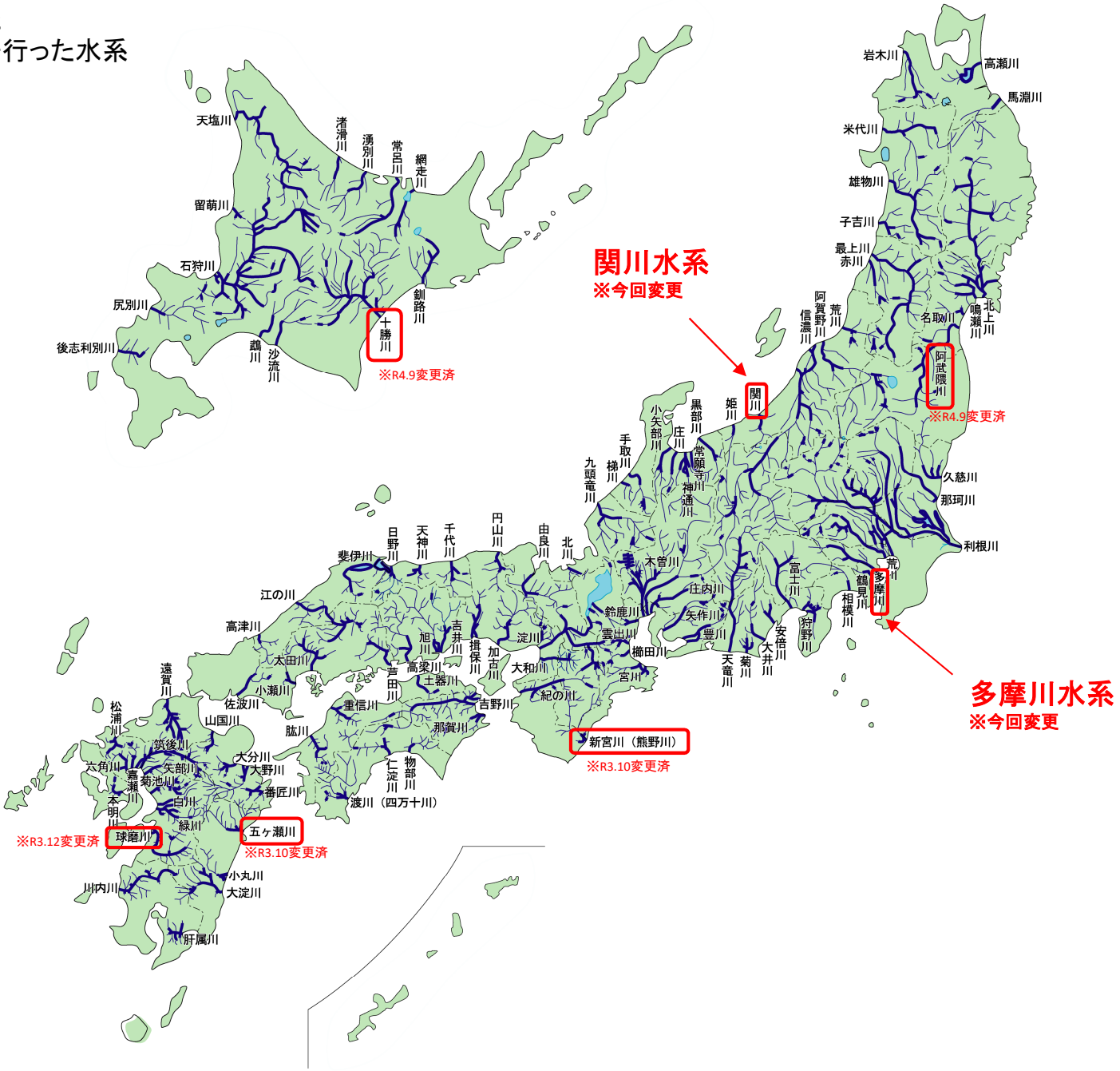

河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針の案の作成

→ 意見聴取 → （一級河川の場合）社会資本整備審議会

（二級河川の場合）都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備基本方針の決定・公表

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
（計画対象期間　:20～30年間程度）

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の案の作成

→ 意見聴取 → 学識経験を有する者

→ 意見を反映させるために必要な措置 → 関係住民

→ 意見聴取 → （一級河川の場合）関係都道府県知事

（二級河川の場合）関係市町村長

河川整備計画の決定・公表

河川工事、河川の維持

河川法（昭和39年7月10日法律第167号）（抄）

（河川整備基本方針）

第十六条（略）

2（略）

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4～5（略）

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。